

フランスにおける国の情報監視活動を規定する法律

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 文教科学技術調査室主任 豊田 透

【目次】

はじめに

- I 2015年情報活動法の成立過程
- II 法律の内容と論点
 - 1 法律の構成
 - 2 議論となった主な規定
 - 3 憲法院による合憲性審査

おわりに

翻訳：国内安全法典（抄）

情報活動に関する2015年7月24日の法律第2015-912号（抄）

はじめに

2015年7月24日、フランスにおいて、行政機関が治安のために行う情報監視活動（以下「情報活動」という。）を規定する「情報活動に関する2015年7月24日の法律第2015-912号」⁽¹⁾（以下「2015年情報活動法」という。）が成立した。フランスにおけるこの分野の既存の法律としては、「遠隔通信手段により発信された通信の秘密に関する1991年7月10日の法律第91-646号」⁽²⁾（以下「1991年通信傍受法」という。）、「テロ対策並びに治安及び国境管理に関する2006年1月23日の法律第2006-64号」⁽³⁾及び「2014年から2019年までの軍事プログラム並びに国防及び国内治安に関する2013年12月18日の法律第2013-1168号」⁽⁴⁾があり、通信傍受、あるいは電気通信事業者等が保存する通信データの収集・分析等、行政機関による情報技術の使用について、その目的、範囲、手続等の法的枠組みが徐々に整備されてきていた。しかし、2013年及び2014年に策定された情報活動に関する2件の議会調査報告書⁽⁵⁾では、「フランスは情報専門機関の活動のための一貫した完全な法的枠組みが西欧民主主義諸国の中で最も遅れている国のひとつである」とされており、その状況の改善のため、政府は既存の法律の規定を包括し、かつ電気通信技術の進展を踏まえた新たな立法

* 本稿におけるインターネット情報は、2017年2月28日現在のものである。

(1) Loi n° 2015-912 du 24 juillet 2015 relative au renseignement.

(2) Loi n° 91-646 du 10 juillet 1991 relative au secret des correspondances émises par la voie des télécommunications. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000173519&fastPos=1&fastReqId=707753111&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>>

(3) Loi n° 2006-64 du 23 janvier 2006 relative à la lutte contre le terrorisme et portant dispositions diverses relatives à la sécurité et aux contrôles frontaliers. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2006/1/23/INTX0500242L/jo/texte>>

(4) Loi n° 2013-1168 du 18 décembre 2013 relative à la programmation militaire pour les années 2014 à 2019 et portant diverses dispositions concernant la défense et la sécurité nationale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2013/12/18/DEFX1317084L/jo/texte>>

(5) Jean-Jacques Urvoas et Patrice Verchère, *Rapport d'information déposé en application de l'article 145 du Règlement par la Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République, en conclusion des travaux d'une mission d'information sur l'évaluation du cadre juridique applicable aux services de renseignement*, Assemblée Nationale n° 1022, 14 mai 2013. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rap-info/i1022.pdf>> ; Jean-Pierre Sueur, *Rapport relatif à l'activité de la délégation parlementaire au renseignement pour l'année 2013*, Assemblée Nationale n° 1886, 16 avril 2014. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rap-off/i1886.pdf>>

措置の準備を進めてきた。こうして成立した 2015 年情報活動法は、情報活動の目的及び原則を定め、情報専門機関が実施できる情報技術を法的に保障すると同時に統制を強化するものである⁽⁶⁾。

一方、治安のための情報活動は、市民の生活、特に通信の秘密、個人情報の保護、住居の不可侵の尊重を侵害しかねない危険性が常にあり、個人の自由と権利に対する意識の高いフランスでこの法律が最終的に成立するまでに、政府は社会における激しい反発に直面することとなった。

本稿では、2015 年情報活動法のこうした成立過程と議論を呼んだ規定を紹介し、同法の主要部分を訳出する。なお、2015 年情報活動法の前半部分が国内安全法典 (Code de la sécurité intérieure) に第 8 編「情報活動 (Du renseignement)」を新設した上でその条項を列記する内容であることから、訳出にあたっては国内安全法典第 8 編を独立して掲載し、次いで、2015 年情報活動法のそれ以外の条文を抄訳として掲載した。また、前者には、2015 年 11 月 30 日に成立した「国際電気通信の監視手段に関する法律第 2015-1556 号」⁽⁷⁾による改正も含めた (同法の制定経緯については II 3 に後述)。

I 2015 年情報活動法の成立過程

2015 年情報活動法の政府案は 2015 年 3 月 19 日に提示され、ただちに下院 (国民議会) での審議が開始された。法務委員会での修正を経て 4 月 13 日から 16 日にかけて本会議審議が行われ、5 月 5 日の採決において修正案が賛成 438 名で可決された (反対 86 名、棄権 42 名)。6 月 2 日から行われた上院 (元老院) での審議の後、両院合同委員会の開催を経て、6 月 24 日に下院での最終採決が行われ法律が成立した。次いで大統領、上院議長及び 60 名の下院議員により合憲性審査のため憲法院への付託がなされ、7 月 23 日の憲法院決定⁽⁸⁾により数か所の条文が削除された後、大統領審署を経て 7 月 24 日に法律が制定された。

3 月 19 日の政府案提示と同日に、国家情報自由委員会 (CNIL: Commission nationale de l'informatique et des libertés)⁽⁹⁾ が法案に対して「市民の権利と自由を守るため十分な保障が規定されていない」と強い反対意見を表明した。さらに委員会審議中の 4 月 1 日には、下院のデジタル時代における権利及び自由に関する考察及び提案委員会 (Commission de réflexion et de propositions sur le droit et les libertés à l'âge numérique) が意見書⁽¹⁰⁾を公表し、法案において情報活動の対象範囲や目的がテロ防止以外に拡大されていること等に対して懸念を表した。

(6) ここに挙げた既存の法律及び 2015 年情報活動法の内容については、川西晶大「フランスにおける偽装携帯電話基地局を使用した通信傍受法制」『レファレンス』794号, 2017.3, pp.49-64. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10315719_po_079403.pdf?contentNo=1>を参照。

(7) Loi n° 2015-1556 du 30 novembre 2015 relative aux mesures de surveillance des communications électroniques internationales. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/11/30/DEFX1521757L/jo/texte>>

(8) Décision du Conseil constitutionnel n° 2015-713 DC du 23 juillet 2015. <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/les-decisions/acces-par-date/decisions-depuis-1959/2015/2015-713-dc/decision-n-2015-713-dc-du-23-juillet-2015.144138.html>>

(9) 国家情報自由委員会は、個人情報保護の遵守を監視する独立行政機関。「情報処理及び自由に関する全国委員会」と訳される場合もある。

(10) “Recommandation sur le projet de loi relatif au renseignement.” Assemblée Nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/14/autres-commissions/numerique/a-la-une/recommandation-sur-le-projet-de-loi-relatif-au-renseignement>>

II 法律の内容と論点

1 法律の構成

2015年情報活動法は、全27か条から成る。この法律により国内安全法典に新設される第8編「情報活動」は、全9章で構成される。

これ以外の主な規定は、情報技術の実施に対する申立ての CONSEIL D'ETAT⁽¹¹⁾ による審理に関する行政裁判法典 (Code de justice administrative) の改正 (第10条)、テロ関連犯罪者全国司法データベース (fichier judiciaire national automatisé des auteurs d'infractions terroristes) に関する刑事訴訟法典 (Code de procédure pénale) の改正 (第19条)、この法律で規定する情報活動に対する議会の監視活動に関する規定 (第21条) 等である。

2 議論となった主な規定

(1) 情報活動の目的 (第1章)⁽¹²⁾

2015年情報活動法に示された情報活動の目的は、以下に定める国の基本的利益 (intérêts fondamentaux de la Nation) の防衛及び促進とされている (L. 第811-3条)。

- ① 国の独立、領土の保全及び国防
- ② 対外政策における重大な利益、ヨーロッパの及び国際的な取決めのフランスによる履行並びにあらゆる形態の外国による干渉の防止
- ③ フランスの経済、産業及び科学技術に関する利益
- ④ テロの防止
- ⑤ 次に掲げるものの防止
 - (a) 共和政体に対する攻撃
 - (b) 戦闘集団、民兵等であるとして解散を命じられた集団の維持又は再結成を意図した活動
 - (c) 公共の安全に対する重大な攻撃をもたらす性質の集団的暴力
- ⑥ 組織犯罪の防止
- ⑦ 大量破壊兵器の拡散の防止

1991年通信傍受法に示されていた従来の活動目的と比較すると、②、⑤(a)(c)及び⑦は新たに掲げられた項目である。今回の立法はテロ対策の強化が主眼とされていたため、目的の拡張、またその漠然とした表現は、多くの市民に法案に対する疑念を生じさせる要因となった。

(2) 実施の許可 (第2章第1節)

この法律に規定する情報技術は、国家情報技術監視委員会 (CNCTR: Commission nationale

(11) CONSEIL D'ETATは、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる機関でもある。「國務院」と訳されることもある。

(12) 以下、特に明記しない限り条名は国内安全法典のものを記す。

de contrôle des techniques de renseignement)⁽¹³⁾ の意見を徴した後に交付される首相の事前の許可がなければ実施できない (L. 第 821-1 条)。国防大臣、内務大臣又は経済、予算若しくは税関担当大臣が、書面により実施の許可申請を行うことができる (L. 第 821-2 条)⁽¹⁴⁾。

ただし、実施の許可に関し、国家情報技術監視委員会の反対意見にもかかわらず首相が許可を交付することができる趣旨の規定があり (L. 第 821-4 条)、委員会に強制力がないことについては疑義も多い。

また、当初の政府案においては、(1) に示された情報活動の目的のうち①、④又は⑤のみを目的とし、かつ緊急性が高い場合に、例外的に首相の事前許可を得ず (したがって国家情報技術監視委員会の意見を徴することなく) 情報技術を実施することができる、という緊急手続が規定されていたが、下院での審議において、緊急性が高い場合に首相が委員会の意見を徴することなく許可する場合 (L. 第 821-5 条) と緊急性・危険性が非常に高い場合に首相の事前許可を得ず実施する場合 (L. 第 821-6 条) に二分する修正がなされた。ただし、後述のように L. 第 821-6 条は憲法院 (Conseil constitutionnel)⁽¹⁵⁾ の合憲性審査の結果削除され、首相の事前許可を得ず実施することはできなくなった。

(3) 国家情報技術監視委員会 (第 3 章)

国家情報技術監視委員会は、下院及び上院の議員各 2 名、コンセイユ・デタの構成員 2 名、破毀院 (Cour de cassation)⁽¹⁶⁾ の司法官 2 名、電子通信・郵便規制機関 (ARCEP: Autorité de régulation des communications électroniques et des postes)⁽¹⁷⁾ の長の提案に基づき任命される電気通信分野の有識者 1 名の計 9 名の委員で構成される (L. 第 831-1 条)。

この構成に関し、上院での審議において、議員が 4 名含まれることによる立法府の関与の強さと委員会の独立性のバランスについて疑義が呈され、委員会における会議体を、委員全員で構成される総会と議員を除く委員で構成される小委員会とする修正がなされた (L. 第 831-2 条)。

(4) 情報収集技術 (第 5 章)

① 行政機関による接続データへのアクセス (第 5 章第 1 節)

接続データ (données de connexion) とは、電気通信サービスへの加入契約番号あるいは接続番号、使用端末機器の位置を特定するデータ、送受信先、訪れたサイトの IP アドレス、

(13) 国家情報技術監視委員会は、情報収集技術が国の領土内においてこの編の規定に従って実施されるよう監視することを任務とする独立行政機関で、国家治安傍受監視委員会 (Commission nationale de contrôle des interceptions de sécurité) を前身として 2015 年情報活動法により新たに設置された。

(14) L. 第 811-2 条において、情報活動を行う情報専門機関をデクレ (政令に相当) により定めることが規定され、対応するデクレにより、この L. 第 821-2 条に示された大臣に属する対外安全保障総局 (DGSE: Direction générale de la sécurité extérieure)、国防警備保安局 (DPSD: Direction de la protection et de la sécurité de la défense)、軍事情報局 (RDM: Direction du renseignement militaire)、国内治安総局 (DGSI: Direction générale de la sécurité intérieure)、関税情報調査局 (DNRED: Direction nationale du renseignement et des enquêtes douanières) 及び資金洗浄対策情報局 (TRACFIN: Traitement du renseignement et action contre les circuits financiers clandestins) が指定されている。さらに L. 第 811-4 条において、これらの情報専門機関を除く同大臣に属する機関についても一定の目的の情報活動及び情報技術の使用を許可されており、デクレにより国家警察 (police nationale) 所属の一部部署、国家憲兵隊 (gendarmérie nationale) 所属の一部部署、パリ警視庁 (préfet de Police) 所属の一部部署及び海上憲兵隊・航空憲兵隊等の憲兵隊組織の一部部署が指定されている。

(15) 憲法院は、法律の憲法適合性を審査する憲法裁判所。法律の議会での議決後、大統領が審署するまでの間に事前審査を行う権限を有する。

(16) 破毀院は、民事及び刑事における最高裁判所。

(17) 電子通信・郵便規制機関は独立行政機関で、通信事業者に適用する全般的な義務の規定、全国周波数庁 (Agence Nationale des Fréquences) から分配された周波数の割当、市場状況及び財政状況の検討、周波数使用料や周波数管理料収入額の調整、料金水準算定に必要な指数の決定等、幅広い任務を行う。

通信日時等の技術的データ（メタデータ）であり、通信の内容は含まれない。

今回最も激しい議論となったのは、「ブラックボックス (boîte noire)」と通称される方法により接続データの収集を許可する規定である (L. 第 851-3 条)。具体的には、電気通信事業者やインターネットサービス・プロバイダーに対し、自社が管理するインターネット回線上の通信を自動解析する装置（ハードウェアあるいはソフトウェア）を設置させ、例えば、あるテロ組織特有の暗号的な通信方法が発見されればその通信を行っている端末や人物を特定する方法である。目的はあくまで不審な接続データの特定であるが、一旦は全ての通信をその内容も含めて読み取ることになるため、全市民の監視につながるおそれ、実際には不審者ではない人物でも情報専門機関の調査対象になるおそれに対して、多方面から激しい反発が寄せられた。

個人の自由の侵害という観点からは、国家情報自由委員会、国家人権諮問委員会 (CNCDDH: Commission nationale consultative des droits de l'homme)⁽¹⁸⁾ を始めとする官・民の権利擁護機関、弁護士・司法官（裁判官及び検察官）の組合、一般市民のインターネット・ユーザーが強い懸念を表明し、インターネット上で実施されたこの条項に対する反対運動は約 12 万の署名を集め、4 月 28 日に首相に提出された。また、下院での採決の前日である 5 月 4 日には数百人規模のデモも実施された。一方、データ収集の当事者となるインターネット関連企業は、データの保護を保障できなくなればフランスのインターネット関連企業から国内外の顧客が流出しかねないとして経済的なダメージを訴え、企業団体の代表と内務大臣のトップ会談が急遽行われる事態となった。

条文には、この方法の実施許可及び収集されたデータの保管等に関わる国家情報技術監視委員会の厳格な管理、不審なデータ以外の消去等、適用を最小限とする規定が含まれていたが、こうした反対運動の結果さらに、この方法の実施目的をテロ防止に厳密に限定すること、(2) に述べた緊急手続による許可の交付を禁じることを条文に明記する修正が下院での審議においてなされた。

② 治安傍受（第 5 章第 2 節）

治安傍受 (interceptions de sécurité)⁽¹⁹⁾ とは、刑事訴訟手続の一環としての捜査において行われる司法傍受に対し、行政機関が治安のために行う傍受である。電気通信手段により発信された通信の内容について、情報専門機関による傍受がこの法律の規定により許可される。ただし、(1) に示された情報活動の目的のうち、治安傍受が許可されるのは①、④又は⑤ (a) に限定される。また、傍受を行う時間、同時に実施できる傍受件数、取得した通信内容の保管・消去等について、国家情報技術監視委員会が厳格に管理する。(L. 第 852-1 条)

この条に関しては、特定の通信を傍受したことで別の不審な周辺人物が明らかになった場合、この周辺人物についても同様の傍受が許可される、とした規定があり、実際には無関係の一般市民にまで傍受が及ぶ懸念を生んでいる。

(5) 議会による監視

行政機関が治安のために行う情報活動は、議会の監視を受ける。まず、(3) にあるとおり、国家情報技術監視委員会は 4 名の国会議員を含む。また、国民議会（下院）及び元老

(18) 国家人権諮問委員会は、首相に直属する独立委員会で、国内外の人権問題に関する首相の補佐、国連等に提出する政府報告書への関与、人種差別等に関する報告書の策定、首相からの諮問に対する答申等を任務とする。

(19) 「行政傍受」と訳される場合が多いが、本稿では原文に即し「治安」の訳を用いる。

院（上院）合同で設置されている情報活動に関する議会代表団（*délégation parlementaire au renseignement*）⁽²⁰⁾は、情報活動を行う機関から年次活動報告を受け、2015年情報活動法の規定の施行状況について6か月ごとに首相から聴取することができる。更に、国家情報技術監視委員会に意見を求めることができる（同法第21条）。

2015年情報活動法の末尾には、この法律の発効後5年以内に議会が施行状況を評価する「見直し条項」が置かれた（同法第27条）。

3 憲法院による合憲性審査

(1) 憲法院への付託

フランス第五共和国憲法第61条の規定により、共和国大統領、首相、下院議長、上院議長又は60名の下院議員若しくは60名の上院議員は、法律の憲法適合性の審査のため、その審議の前に憲法院に付託することができる。2015年情報活動法については、共和国大統領、上院議長及び60名の下院議員の三者から付託が行われた。議会承認後の法案について大統領自身が憲法院の判断を求めるのは第五共和制（1958～）において前例がなく、オランド（François Hollande）大統領（当時）がこの法律の合憲性を重視したことがうかがえる。

(2) 憲法院の決定

2015年7月23日の憲法院決定第2015-713号⁽²¹⁾により、L.第821-6条及びL.第854-1条が違憲とされ削除された⁽²²⁾。L.第821-6条は2(2)に述べた緊急手続に関する規定であり、「憲法に保障する私生活の尊重に係る権利と通信の秘密に係る権利に対する均衡を欠く侵害」とされた。また、L.第854-1条は、通信者の少なくとも一者が海外にいる国際電気通信の監視について規定する条項であったが、国内における通信を対象とする場合と比較して収集した情報の保管・消去、国家情報技術監視委員会による管理等の規定を欠いており、憲法院は「公共の自由の実践のため市民に認められる基本的保障に関する規則を立法者が定めていない」とした。

他の条項については、議論が沸騰したL.第851-3条を含め、合憲とされた。

(3) 国際電気通信の監視

上記の国際電気通信の監視については、憲法院の指摘に沿い国内における通信を対象とする場合に相当する管理が規定された法案が2015年9月9日に提示され、議会の審議及び憲法院の審査を経て、11月30日に「国際電気通信の監視手段に関する法律第2015-1556号」として制定された。この法律の条文は、国内安全法典に第8編第5章第4節「国際電気通信の監視手段」として組み込まれた。

(20) 議会代表団は、特定の政策分野において議会が行政監視や政策評価を行うために設置される組織。憲法により常任委員会の設置数が制限されているフランス議会において、実質的に常任委員会の役割を果たしている。情報活動に関する議会代表団は、2007年に設置された。

(21) *Décision du Conseil constitutionnel n° 2015-713 DC du 23 juillet 2015, op. cit.* (8)

(22) これに伴い、これらの条文を引用している条文の部分的な削除も併せて行われた。

おわりに

2015年情報活動法の政府案が提示された2015年3月は、同年1月に発生したシャルリ・エブド誌襲撃事件というテロ行為をフランス市民が目の当たりにした直後であった。テロ犯罪との闘いは国の喫緊の課題となり、政府が情報活動強化を目的とする法律を成立させるには追い風とも言える状況であったが、本稿で見たとおり、個人の自由の侵害に対する市民の反発は政府の想定を大きく超えることとなった。

その後フランスは、同年11月のパリ同時多発テロ事件、翌2016年7月のニースにおけるトラックの暴走による大規模なテロ事件を相次いで経験し、いまだ緊急状態の宣言下にある。一方で、2017年の大統領選挙において、より厳しい治安政策を掲げる国民戦線（Front National）のルペン（Marine Le Pen）候補の躍進が見られた。この法律の成立時とは異なる状況下において、治安と市民の自由に関し国はどう均衡を取っていくのか、市民はどこまで許容するのか、国の情報監視活動に係る法制度の枠組みは今後まだ様々に変化していくことが予想される。

（とよだ とおる）

（本稿は、筆者が海外立法情報調査室在籍時に執筆したものである。）

国内安全法典（抄）

Code de la sécurité intérieure

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 文教科学技術調査室主任 豊田 透訳
調査及び立法考査局フランス法研究会訳*

【目次】

法律の部

第8編 情報活動

第1章 総則

第2章 許可の対象となる情報収集技術に適用される手続

第1節 実施の許可

第2節 収集された情報

第3章 国家情報技術監視委員会

第1節 構成及び組織

第2節 職業倫理及び運営に関する規則

第3節 任務

第4章 許可の対象となる情報技術の実施及び国家の安全に関わるファイルの利用に関する訴え

第5章 許可の対象となる情報収集技術

第1節 接続データへの行政機関によるアクセス

第2節 治安傍受

第3節 特定の場所及び車両への録音装置の設置並びに画像及び情報データの取得

第4節 国際電気通信の監視手段

第6章 情報専門機関の職員

第1節 国防上の秘密及び職員の匿名性の保護

第2節 職員の法的保護

第3節 情報機関の情報

第7章 通信事業者及びサービス業従事者の義務

第8章 刑罰規定

第9章 海外領土に関する規定（省略）

第8編 情報活動

L. 第801-1条

あらゆる分野、特に通信の秘密、個人情報保護及び住居の不可侵に関する私生活の

* この翻訳は、調査及び立法考査局フランス法研究会の2015年9月から2017年1月までの活動の成果であり、Code de la sécurité intérieure, Title VIII (<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000025503132&dateTexte=20161201>) を訳出したものである。なお、この編は、本号に別途抄訳を掲載した「情報活動に関する2015年7月24日の法律第2015-912号」による国内安全法典の改正及び「国際電気通信の監視手段に関する2015年11月30日の法律第2015-1556号」による同法典の改正を反映している。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当会の構成メンバー（当時）は、岡村美保子、北岡健司、古賀豪、近藤倫子、高澤美有紀、坪井伸樹、寺倉憲一、豊田透、服部有希、濱野恵、山口真紀子、和田絢子である。本稿におけるインターネット情報は、2017年2月28日現在のものである。また、[] 内は訳者補記である。

尊重は、法律により保障される。公的機関は、法律に定める公益上の必要がある場合に限り、当該法律が定める範囲内で、かつ、比例原則の遵守の上でなければ、これらを侵害することができない。

この編第5章第1節から第3節までに規定する情報収集技術の国の領土内における使用許可及び実施は、次の要件を満たしていなければ、決定することができない。

- 1° 当該許可及び実施が法的権限を有する機関により行われるものであること。
- 2° 当該許可及び実施が同編第2章に適合した手続によるものであること。
- 3° 当該許可及び実施がL. 第811-2条に規定する〔情報専門〕機関又はL. 第811-4条に規定するコンセイユ・デタ⁽¹⁾の議を経るデクレ⁽²⁾により指定された機関に託された任務を尊重して行われるものであること。
- 4° 当該許可及び実施がL. 第811-3条に規定する国の基本的利益に関わる脅威、危険及び問題により正当化されるものであること。
- 5° 私生活の尊重に対する侵害が、援用された理由と均衡がとれていること。

国家情報技術監視委員会⁽³⁾は、この編に規定する条件に従い、これらの原則の遵守を確保する。コンセイユ・デタは、これらの技術の使用許可及び実施に関する決定並びに収集した情報の保存に関する決定について提起された訴えについて裁定する。

第1章 総則

L. 第811-1条

情報活動に関する公共政策は、国の安全保障戦略並びに国の基本的利益の防衛及び促進に貢献するものとする。当該公共政策は、国の排他的管轄に属する。

L. 第811-2条

情報専門機関は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで指定する⁽⁴⁾。当該機関は、フランス及び国外において、地政学的及び戦略的問題並びに国家の存続に害を与えるおそれのある脅威及び危険に関する情報の政府による調査、収集、活用及び使用を任務とする。当該機関は、これらの問題の理解及び予測並びにこれらの危険及び脅威の予防及び防止に貢献する。

当該機関は、法律を遵守し、政府の権限の下で、国家情報委員会⁽⁵⁾が定める諸指針に

(1) コンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) は、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる機関でもある。「國務院」と訳されることもある。

(2) デクレ (décret) は、政令に相当する。

(3) 国家情報技術監視委員会 (Commission nationale de contrôle des techniques de renseignement) は、情報収集技術が国の領土内においてこの編の規定に従って実施されるよう監視することを任務とする独立行政機関で、国家治安傍受監視委員会 (Commission nationale de contrôle des interceptions de sécurité) を前身として情報活動に関する2015年7月24日の法律第2015-912号 (Loi n° 2015-912 du 24 juillet 2015 relative au renseignement) (以下「2015年情報活動法」という。) により新たに設置された。この編第3章において規定されている。

(4) この条に対応するデクレとして「情報専門機関の指定に関する2015年9月28日のデクレ第2015-1185号」 (Décret n° 2015-1185 du 28 septembre 2015 portant désignation des services spécialisés de renseignement. (<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2015/9/28/PRMX1520351D/jo/texte>)) が公布され、対外安全保障総局 (DGSE: Direction générale de la sécurité extérieure)、国防警備保安局 (DPSD: Direction de la protection et de la sécurité de la défense)、軍事情報局 (RDM: Direction du renseignement militaire)、国内治安総局 (DGSI: Direction générale de la sécurité intérieure)、関税情報調査局 (DNRED: Direction nationale du renseignement et des enquêtes douanières) 及び資金洗浄対策情報局 (TRACFIN: Traitement du renseignement et action contre les circuits financiers clandestins) が指定されている。この指定は、国内安全法典R.第811-1条として法典に加えられている。

(5) 国家情報委員会 (Conseil national du renseignement) は、国防法典 (Code de la défense) に規定されており、大統領の下に首相、関係大臣及び情報活動の統括責任者が招集されて開催される。情報活動に関する戦略指針や優先課題を決定し、情報専門機関の要員・技術に関する計画立案を行う。

従って行動する。

この編第2章第2節及び第5章第1節から第3節までは、国の領土内においては、刑事訴訟法典第40条第2項⁽⁶⁾に反することなく施行する。

L. 第811-3条

情報専門機関は、その各々の任務の遂行のためにのみ、次に定める国の基本的利益の防衛及び促進に関する情報の収集を目的として、この編第5章に規定する技術を行使することができる。

- 1° 国の独立、領土の保全及び国防
- 2° 対外政策における重大な利益、ヨーロッパの及び国際的な取決めのフランスによる履行並びにあらゆる形態の外国の干渉の防止
- 3° フランスの重大な経済、産業及び科学技術に関する利益
- 4° テロの防止
- 5° 次に掲げるものの防止
 - a) 共和政体に対する攻撃
 - b) L. 第212-1条⁽⁷⁾の適用により解散を命じられた集団の維持又は再結成を意図した活動
 - c) 公共の安全に対する重大な攻撃をもたらす性質の集団的暴力
- 6° 組織犯罪の防止
- 7° 大量破壊兵器の拡散の防止

L. 第811-4条

国家情報技術監視委員会の意見を徴した後に定めるコンセイユ・データの議を経るデクレで、情報専門機関を除く、国防及び内務大臣並びに経済、予算又は税関担当大臣⁽⁸⁾に属する機関であって、この編に規定する条件において同編第5章に規定する技術を用いることが許されるものを指定する⁽⁹⁾。当該デクレは、それぞれの機関ごとに、L. 第811-3条に規定する目的及び許可されるべき技術について定める。

L. 第811-5条

ヘルツ波を利用する[地上波無線]通信の監視を行うために公的機関がとる措置であって、もっぱら国の利益の防衛を目的としたものには、この編の規定及び刑事訴訟法典第1編第3章第1節第3款第2目⁽¹⁰⁾の規定は適用しない。

(6) 刑事訴訟法典 (Code de procédure pénale) 第40条第2項では、公的機関及び公務員が職務において犯罪行為を知った場合、ただちに共和国検事に通知し、関連する情報、調書及び記録を送付しなければならないことを規定する。

(7) L. 第212-1条では、公共の場における武力的な示威行為の扇動を行う、国土や共和国政体の攻撃を目的としている等の団体・集団に解散を命じることができることを規定する。

(8) 「組織犯罪、テロ及びこれらの資金調達への対策を強化し、刑事司法の実効性及び保証を改善する2016年6月3日の法律第2016-731号」(Loi n° 2016-731 du 3 juin 2016 renforçant la lutte contre le crime organisé, le terrorisme et leur financement, et améliorant l'efficacité et les garanties de la procédure pénale)により、司法大臣が追加された。

(9) この条に対応するデクレとして「国内安全法典L. 第811-4条の適用により国内安全法典第8編第5章に規定された技術を使用することを許可される情報専門機関以外の機関の指定に関する2015年12月11日のデクレ第2015-1639号」(Décret n° 2015-1639 du 11 décembre 2015 relatif à la désignation des services autres que les services spécialisés de renseignement, autorisés à recourir aux techniques mentionnées au titre V du livre VIII du code de la sécurité intérieure, pris en application de l'article L. 811-4 du code de la sécurité intérieure. (<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2015/12/11/INTD1525532D/jo/texte>))が公布され、国家警察 (police nationale) 所属の一部部署、国家憲兵隊 (gendarmerie nationale) 所属の一部部署、パリ警視庁 (préfet de Police) 所属の一部部署及び海上憲兵隊・航空憲兵隊等の憲兵隊組織の一部部署が指定されている。いずれの部署も、この法典L. 第811-3条に規定する任務の遂行においてのみ、第5章に規定する情報技術の使用を認められる。この指定は、国内安全法典R. 第811-2条として法典に加えられている。

(10) 司法による電気通信の傍受について規定する。

第2章 許可の対象となる情報収集技術に適用される手続

第1節 実施の許可

L. 第821-1条

この編第5章に規定する情報収集技術の国の領土内での実施は、国家情報技術監視委員会の意見を徴した後に交付される首相の事前の許可の対象となる。

L. 第821-2条

L. 第821-1条に規定する許可は、国防大臣、内務大臣又は経済、予算若しくは税関担当大臣⁽¹¹⁾の理由を付した書面による申請に基づいて交付される。各大臣は、その権限を、個別に国防上の秘密について資格を付与された直属の部下にのみ委任することができる。

当該申請には、以下の事項を明示する。

- 1° 実施する技術
- 2° 当該申請を提出する目的となる機関
- 3° 追求される目的
- 4° 措置の理由
- 5° 許可の有効期間
- 6° 対象となる人物 [及び] 場所又は車両

6°の適用に当たっては、身元不明の人物は、その特徴によって特定され、場所又は車両は、当該申請の対象となっている人物との関連で特定される。

当該許可が更新の対象となっている場合には、その更新が追求する目的に鑑みて正当化される理由をその [更新の] 申請に明示する。

L. 第821-3条

当該申請は、国家情報技術監視委員会委員長又は委員長が不在の場合にはL. 第831-1条2°及び3°に規定する当該委員会の委員の1人に通知され、通知を受けた者は、24時間以内に首相に意見を提出する。当該申請が小委員会又は総会で審査される場合⁽¹²⁾には、直ちにその旨を首相に通知し、当該意見は72時間以内に提出される。

この条に規定する意見は、直ちに首相に通知される。この条に規定する期間内に意見が伝達されない場合には、当該意見は提出されたものとみなされる。

L. 第821-4条

この編第5章に規定する技術の実施許可は、最長4か月の期間について、首相によって交付される。首相は、その権限を、個別に国防上の秘密について資格を付与された直属の部下にのみ委任することができる。当該許可は、許可の理由及びL. 第821-2条1°から6°までに規定する記載事項を含む。全ての許可は、この節に規定する条件と同様の条件で更新することができる。

許可が国家情報技術監視委員会の反対意見の後に交付された場合には、当該許可に、その意見に従わない理由を明示しなければならない。

首相の許可は、直ちにその履行を所管する大臣及び当該委員会に通知される。

申請及び許可は、首相府によって記録される。当該記録は、国家情報技術監視委員会

(11) 前掲注(8)参照。

(12) 申請された情報収集技術の実施について疑義がある場合には、小委員会 (formation restreinte) 又は総会 (formation plénière) で審査が行われる。小委員会及び総会については、L. 第831-2条に規定されている。

が管理する。

L. 第 821-5 条

絶対的緊急性がある場合⁽¹³⁾であって、かつ L. 第 811-3 条 1°、4° 及び 5° に規定する目的のみを目的とする場合には、首相又は L. 第 821-4 条に規定する委任を受けた部下は、国家情報技術監視委員会の事前の意見なしに、同条に規定する許可を例外的に行うことができる。首相又はその委任を受けた部下は、直ちに、かつ、あらゆる方法により、国家情報技術監視委員会にその旨を通知する。

首相は、許可の交付から起算して 24 時間以内に、L. 第 821-4 条に規定する理由の全て及びこの条に規定する絶対的緊急性があることを理由付ける事項を当該委員会に伝達しなければならない。

L. 第 821-6 条

(2015 年 7 月 23 日の憲法院⁽¹⁴⁾ 決定第 2015-713 号⁽¹⁵⁾ により削除)⁽¹⁶⁾

L. 第 821-7 条

議員、司法官、弁護士又は記者は、国の領土内において、その公職又は職業の活動についてはこの編第 5 章に規定する情報収集技術の実施の申請の対象としてはならない。前記の者、その車両又はその事務所若しくは住居のいずれかに関する申請の場合には、国家情報技術監視委員会の意見は、全委員で審査する。L. 第 821-5 条は、適用しない。(以下、2015 年 7 月 23 日の憲法院決定第 2015-713 号により削除)⁽¹⁷⁾

当該委員会は、この条の適用により交付された許可に関する履行方法について通知を受ける。

この条の適用により収集された情報の写しは、当該委員会に送付され、当該委員会は、必要に応じて職業活動又は公職活動の保障を考慮し、侵害の必要性及び均衡に注意する。

L. 第 821-8 条

国家情報技術監視委員会は、L. 第 833-6 及び L. 第 833-8 条にそれぞれ規定する条件に従い、勧告を行い、コンセイユ・デタに提訴することができる。

第 2 節 収集された情報

L. 第 822-1 条

この節に規定する手続は、首相の権限において、首相が国家情報技術監視委員会の意見を徴した後、に定める条件の範囲内で実施される。

首相は、この章第 1 節の適用により許可される技術の使用状況を追跡調査し、収集された情報の集中管理の方式を定める。

(13) 国家情報技術監視委員会が直ちに意見を発する時間がなく、直ちに情報技術を実施することが正当化されるような危機が迫った場合。

(14) 憲法院 (Conseil constitutionnel) は、法律の憲法適合性を審査する憲法裁判所である。法律の議会での議決後、大統領が審署するまでの間に事前審査を行う権限を有する。

(15) Décision du Conseil constitutionnel n° 2015-713 DC du 23 juillet 2015. (<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/les-decisions/acces-par-date/decisions-depuis-1959/2015/2015-713-dc/decision-n-2015-713-dc-du-23-juillet-2015.144138.html>)

(16) 削除された条文では、逼迫した脅威又は非常に高い危険性があり直ちに対応措置を取らねばならない緊急性がある場合、個別に任命され資格を付与された情報専門機関の職員は、L. 第 851-5 条、L. 第 851-6 条及び L. 第 852-1 条 II に規定する技術について例外的に首相の事前の許可を得ずに実施できることを規定していた。

(17) L. 第 821-6 条についても重大な理由が存在する場合を除き適用しないことが規定されていたが、同条の削除に伴いこの部分も削除された。

前項の目的のため、情報収集技術の実施の都度記録を作成する。当該記録は、実施の開始及び終了並びに収集される情報の性質を記載する。当該記録は、委員会が管理し、委員会は、恒久的に、十全かつ直接に、記録の完成度にかかわらず、閲覧することができる。

L. 第 822-2 条

I. この章第 1 節の適用により許可された情報収集技術の実施により収集された情報は、次の期間の終了後消去される。

1° L. 第 852-1 条の適用により傍受された通信及び L. 第 853-1 条の適用により記録された会話については、収集から 30 日。

2° この編第 5 章第 3 節に規定する技術の実施により収集された情報については、L. 第 851-1 条に規定する情報又は文書を除き、収集から 120 日。

3° L. 第 851-1 条に規定する情報又は文書については、収集から 4 年。

暗号化された情報については、期間は復号時点から起算する。ただし収集から 6 年を超えて保存することはできない。

技術的な解析のため厳密に必要な範囲で、及び関連する人物の監視のためには一切使用しない条件で、サイバー攻撃の要素を含む情報又は暗号化された情報及びこれに添付された復号情報について、この I に規定する期間を超えて保存することができる。

II. I の規定にかかわらず、コンセイユ・デタに対する申立てに関連する情報は、消去されない。同じく I に規定する期間を超過した場合には、これらの情報は、コンセイユ・デタにおける手続での必要性のためにのみ保存される。

L. 第 822-3 条

情報は、L. 第 811-3 条に規定するもの以外の目的のためには、収集し、転写し、又は抽出することはできない。これらの処理は、国家情報技術監視委員会の管理の下で実施する。

転写された情報又は抽出された情報は、これらの保存が目的の遂行に不可欠でなくなった場合は直ちに消去しなければならない。

L. 第 822-4 条

L. 第 822-2 条及び L. 第 822-3 条により規定する収集された情報の消去処理、転写及び抽出は、個別に任命され、資格を付与された職員により実施される。これらの処理は、国家情報技術監視委員会が管理する記録の対象となる。

第 3 章 国家情報技術監視委員会

第 1 節 構成及び組織

L. 第 831-1 条

国家情報技術監視委員会は独立行政機関である。

委員会は 9 名で構成される。

1° 各々、国民議会 [下院] の立法期⁽¹⁸⁾ 及び元老院 [上院] 議員の任期⁽¹⁹⁾ について、

(18) 国民議会 [下院] (Assemblée nationale) の議員 (député) の任期は 5 年で、大統領による解散権行使がない限り、この 5 年が 1 立法期である。

(19) 元老院 [上院] (Sénat) の議員 (sénateur) の任期は 6 年で、議席は 3 年ごとに半数が改選される。

議会の多元性を確保するよう指名される、2名の国民議会議員及び2名の元老院議員
2° コンセイユ・デタ副長官により任命される、評定官以上の階級の2名のコンセイユ・デタ構成員

3° 破毀院⁽²⁰⁾ 院長及び検事総長により共同で任命される、特別級の2名の破毀院司法官

4° 電気通信・郵便規制機関⁽²¹⁾ の長の提案に基づき任命される、1名の電気通信分野の学識経験者

1° から 3° までに規定する委員の指名又は任命の方法は、男女の平等な代表を確保するものとする。

委員長は、共和国大統領のデクレにより、2° 及び 3° に規定する委員のうちから任命される。

委員の任期は、1° に規定する委員を除き、6年とする。任期は更新されない。

コンセイユ・デタ及び破毀院の委員は、3年ごとに半数を入れ替える。

委員会は、ある委員が禁止された兼職の状態にあること、任務の遂行に支障があること、又は義務を怠ったことを、当該委員を除く四分之三の多数決により確認した場合、その委員の任期を一時停止又は終了させることができる。

理由のいかんを問わず、委員に空席が生じた場合、残任期間について新たな委員の指名又は任命が行われる。この期間が2年に満たない場合、新たな委員の任期は1回に限り更新できる。

L. 第 831-2 条

国家情報技術監視委員会の総会は、L. 第 831-1 条に規定する委員全員を含む。

国家情報技術監視委員会の小委員会は、同じく L. 第 831-1 条の 2° から 4° に規定する委員で構成される。

これらの会合は、委員長が主宰する。

第 2 節 職業倫理及び運営に関する規則

L. 第 832-1 条

国家情報技術監視委員会の委員は、その職務の遂行に際して、いかなる機関からも指示を受けない。

L. 第 832-2 条

委員長は、いかなる公選職にも就くことはできず、その他いかなる職業活動も行うことはできない。

委員の職務は、直接であると間接であるとを問わず、この編第 5 章に規定する技術の実施を許可された機関又は電気通信・郵便法典 L. 第 34-1 条 II 若しくはデジタル経済における信用のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号⁽²²⁾ 第 6 条 II 及び 2 に規定する事業者⁽²³⁾ の事業活動におけるあらゆる利益と両立しない。委員の職務は、同様に、L. 第

(20) 破毀院 (Cour de cassation) は、民事及び刑事における最高裁判所。

(21) 電気通信・郵便規制機関 (ARCEP: Autorité de régulation des communications électroniques et des postes) は独立行政機関で、通信事業者に適用する全般的な義務の規定、全国周波数庁 (Agence Nationale des Fréquences) から分配された周波数の割当、市場状況及び財政状況の検討、周波数使用料や周波数管理料収入額の調整、料金水準算定に必要な指数の決定等、幅広い任務を行う。

(22) Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2004/6/21/ECOIX0200175L/jo/texte>>

(23) 電気通信事業者及びインターネットサービス・プロバイダーを指す。

831-1 条 1° に規定する委員である場合を除き、あらゆる職業活動又は常勤の公職若しくは公選職と両立しない。

L. 第 832-3 条

国家情報技術監視委員会は、内部規則を定める。

L. 第 821-2 条に規定する申請に関する意見は、委員長又は L. 第 831-1 条 2° 及び 3° に規定する委員の 1 人が表明する。当該意見は、委員会の全ての委員に報告される。

新たな又は重要な疑義が生じた場合には、小委員会又は総会に付託する。当該小委員会又は総会は、委員長又はこの条第 2 項に規定する委員が当該申請の正当性が確実にないと判断する場合にも開くことができる。小委員会及び総会は、それぞれ少なくとも 3 名及び 4 名の委員の出席がなければ、正式に議決することができない。当該議決は、出席委員の過半数により行われるものとする。

可否同数のときは、委員長の決するところによる。

総会は、少なくとも月に 1 回開く。総会は、L. 第 821-2 条に規定する申請に関して表明された意見について、その直後の会合において報告を受ける。

L. 第 832-4 条⁽²⁴⁾

委員会は、その任務の遂行に必要な人員及び技術的資源を付与され、並びに予算法に規定する条件に従い、必要な予算の割当てを受ける。(以下、2015 年 7 月 23 日の憲法院決定第 2015-713 号により削除) 委員長は、委員会の支出に関する支払命令官である。支出負担行為による支出の統御組織に関する 1922 年 8 月 10 日の法律は、適用しない。委員会は、その決算書を会計検査院に提出する。

委員会の事務局長は、委員長を補佐する。事務局長は、委員長が任命する。

委員会は、官吏及び司法官を任用し又は在籍出向させることができるとともに、必要に応じ、自らの権限により、契約職員を募集することができる。

L. 第 832-5 条

委員会の委員は、職権により、刑法典第 413-9 条⁽²⁵⁾により保護された情報又は判断材料であって、その職務の遂行に資するものを知ることができる。

委員会の職員は、その職務の遂行に必要な情報及び文書へのアクセスを目的として、国防上の秘密を扱う資格を付与されなければならない。

委員会の委員及び職員は、その職務の遂行に際して知り得た事実、行為及び情報に関して、同法典 [刑法典] 第 413-10 条⁽²⁶⁾ 及び第 226-13 条⁽²⁷⁾ により保護される秘密を守る義務を負う。

委員会の業務は、国防上の秘密として保護される。

(24) L. 第 832-4 条は、「独立行政機関及び独立公共機関の一般規定に関する 2017 年 1 月 20 日の法律第 2017-55 号」(Loi n° 2017-55 du 20 janvier 2017 portant statut général des autorités administratives indépendantes et des autorités publiques indépendantes. (<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/1/20/PRMX1604064L/jo/texte>)) により削除された。

(25) 刑法典 (Code pénal) 第 413-9 条では、国防秘密の定義を規定する。国防秘密とは、国防に関係する手順、物品、文書、情報、情報通信網、情報処理化されたデータ又はファイルである。

(26) 刑法典第 413-10 条では、特別義務者 (任務に基づいて国防秘密を扱うもの) による国防秘密の破壊・複製等の行為、公衆や資格のない者に国防秘密を漏えいする行為等の刑罰を規定する。

(27) 刑法典第 226-13 条では、職務上の秘密を扱う者が秘密を漏えいした場合の刑罰を規定する。

第3節 任務

L. 第 833-1 条

国家情報技術監視委員会は、情報収集技術が国の領土内においてこの編の規定に従って実施されるよう監視する。

L. 第 833-2 条

委員会は、その任務を遂行するために、次に掲げる行為を行う。

- 1° この編に規定するあらゆる申請及び許可に関する通知を受けること。
- 2° この編に規定する抜粋、記録簿、収集された情報、転写された情報及び抽出された情報（2015年7月23日の憲法院決定第2015-713号により違憲とされた規定）並びに収集された情報の追跡装置及びL. 第822-1条の適用により当該情報が集中管理された場所に対して、恒久的に、完全かつ直接にアクセスすること。
- 3° 実施されている許可の履行方法について、自らの要求に基づき、いつでも通知を受けること。
- 4° 実施される情報収集技術が申請若しくは許可の対象となっておらず、又は追跡の条件を満たしていない場合も含めて、任務の遂行に必要な全ての情報の提供を首相に要請すること。ただし、外国機関若しくは国際機関により提供される情報である場合又は直接であると間接であるとを問わず、情報専門機関の情報源を委員会に知られるおそれのある情報である場合を除く。
- 5° 委員会の任務と関連し、情報機関の監査報告書及び省庁のその所管に属する機関についての一般監査報告書の全部又は一部の提供を首相に要請すること。

L. 第 833-3 条

大臣、公的機関及び公務員は、委員会の活動に資するあらゆる措置を講ずるものとする。以下に掲げる行為により、委員会の活動を妨げた者は、1年の拘禁刑及び15,000ユーロ⁽²⁸⁾の罰金に処する。

- 1° 委員会がL. 第833-2条の適用により要請した文書及び情報の委員会への通知を拒否し、当該文書若しくは情報を隠蔽し、又は廃棄すること。
- 2° 収集した情報の申請がなされた時点での内容と合致しない転写された情報又は抽出された情報を通知すること。
- 3° 委員会の委員又はL. 第832-5条の適用により資格を与えられた職員に付託した任務の遂行を妨げること。

L. 第 833-4 条

委員会は、自ら、又は自身に関する調査に関して情報技術が不法に実施されていない旨の確認を求める者からの申立てを受け、使用された技術が、この編の規定を遵守して実施され又は実施中であるかを確認するため検査を実施する。委員会は、申立てを行った者に対し、当該技術の実施の有無に言及することなく、必要な確認を行った旨を通知する。

L. 第 833-5 条

委員会は、この編第5章第1節から第3節までに規定する情報技術の実施の許可申請に関する意見を提出する場合、又は情報技術の実施を監視する場合、その措置がL. 第

(28) 1ユーロは約122円（平成29年2月分報告省令レート）。

801-1 条を遵守していることを確認する。

L. 第 833-6 条

委員会は、以下に掲げる場合には、いつでも、首相、措置の実施に責任を有する大臣及び関係機関に対し、情報技術の実施を中断するとともに、収集された情報を廃棄するよう求める勧告を行うことができる。

- 1° この編の適用を誤って許可を行ったと判断する場合
- 2° この編の適用を誤って技術を実施したと判断する場合
- 3° この編第 2 章第 2 節の適用を誤って、収集、転写、抽出、収集された情報の保存又は廃棄を行ったと判断する場合

L. 第 833-7 条

首相は、遅滞なく、委員会に、勧告への対応を通知する。

L. 第 833-8 条

コンセイユ・デタは、首相が委員会の意見若しくは勧告に対応しない場合又は対応が不十分と判断される場合には、委員会の長又は委員会の少なくとも 3 名の委員より、L. 第 841-1 条 2° に規定する訴えを受理することができる。

L. 第 833-9 条

委員会は、毎年、その活動状況を記した公的報告書を作成する。

国防上の秘密を守るとともに、実施手順又は実施方法を明らかにすることなく、委員会の公的報告書には以下の件数を記載する。

- 1° 受理した申請の件数及び提出した意見の件数
- 2° 受理した申立ての件数
- 3° 委員会が首相に提出した勧告の件数及び当該勧告に沿った対応の件数
- 4° 委員会が首相に提出した所見の件数及び申請に基づき提出した意見の件数
- 5° L. 第 821-5 条に規定する緊急手段の利用件数（以下、2015 年 7 月 23 日の憲法院判決第 2015-713 号により削除）
- 6° 委員会からコンセイユ・デタへの提訴の件数及び委員会がコンセイユ・デタに所見を提出した提訴の件数

L. 第 833-10 条

委員会は、いつでも、委員会が有益と判断する所見を首相に提出することができる。

この所見は、議会の両議院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス⁽²⁹⁾ 第 58-1100 号第 6 条の 9I 第 5 項及び IV 第 1 項⁽³⁰⁾ に従い、首相から情報活動に関する議会代表団⁽³¹⁾ に通知する。

L. 第 833-11 条

委員会は、首相、国民議会議長、元老院議長及び情報活動に関する議員代表団からの要請に応じ意見を提出する。

(29) オルドナンス (ordonnance) は、政府への授権による行政立法。

(30) Ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires. (<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000705067&fastPos=1&fastReqId=203394162&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>) 第 6 条の 9 では、上院・下院合同の情報に関する議員代表団を設置し、情報に関する政府の活動を管理することを規定する。その I 第 5 項及び IV 第 1 項では、情報専門機関からの年次活動報告を受けること、情報活動に関する情報や評価を職権により知る権利があることを規定する。

(31) 議会代表団 (délégation parlementaire) は、特定の政策分野において議会が行政監視や政策評価を行うために設置される組織。憲法により常任委員会の設置数が制限されているフランス議会において、実質的には常任委員会の役割を果たしている。

委員会は、国防上の秘密を守った上で、電気通信・郵便規制機関に諮問し又は当該機関からの要請に応じ意見を提出することができる。

第4章 許可の対象となる情報技術の実施及び国家の安全に関わるファイルの利用に関する訴え

L. 第 841-1 条

この法典 L. 第 854-9 条に特に規定する場合を除き、コンセイユ・デタは、行政裁判法典第 7 編第 7 章第 3 節の 2⁽³²⁾ に規定する条件に従い、この編第 5 章に規定する情報技術の実施に関する申立てを審理する権限を有する。

コンセイユ・デタは、以下に掲げる者及び機関からの訴えを受理することができる。

- 1° 自身に関する調査について情報技術が不法に実施されていない旨の確認を求めるとともに、L. 第 833-4 条に規定する手続を事前に実施したことを証明する全ての者
- 2° L. 第 833-8 条に規定する条件に従って訴えを行う国家情報技術監視委員会

行政裁判所又は司法機関は、情報収集技術の適法性審査がその解決のため必要となる訴訟又は係争に関する訴えを受けた場合、職権又は当事者の一方の申立てにより、先決問題としてコンセイユ・デタに付託することができる。コンセイユ・デタは、付託から 1 か月以内に裁定する。

L. 第 841-2 条

コンセイユ・デタは、行政裁判法典第 7 編第 7 章第 3 節の 2 に規定する条件に従い、コンセイユ・デタの議を経るデクレによりその一覧を定めた国家の安全に関する措置又は措置の一部について、情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号第 41 条⁽³³⁾ の実施に関する申立てを審理する権限を有する。

第5章 許可の対象となる情報収集技術

第1節 接続データへの行政機関によるアクセス

L. 第 851-1 条

この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従い、電気通信事業者及び郵便・電気通信法典 L. 第 34-1 条に規定する者並びにデジタル経済における信用のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 6 条 II 及び 2 に規定する者の下にある、当該者の電気通信網又はサービスにより取り扱われた又は保存された、電気通信サービスへの加入契約番号又は接続番号の識別、指定された人物の加入契約番号又は接続番号全体の調査、使用された端末機器の位置の特定並びに受信者及び発信者番号並びに通信の時間及び日時の一覧に記載

(32) 行政裁判法典 (Code de justice administrative) 第 7 編第 7 章第 3 節の 2 は、許可を必要とする情報技術の使用及び国家の安全に関わるファイルに関する行政訴訟について規定する。

(33) Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés. (<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000886460&fastPos=1&fastReqId=526460323&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>) は、一般的に「個人情報保護法」と呼ばれる。第 26 条において、個人情報の [システムによる] 自動処理は、① 国家の安全、国防又は公共の治安に関わる場合、② 犯罪の防止、捜査、認定若しくは訴追を目的とする場合又は刑罰若しくは保安措置を目的とする場合に許可されると規定している。また、第 39 条においてこの個人情報の [システムによる] 自動処理に関し本人がデータ処理責任者へ質問する権利、第 40 条において訂正等を要求する権利、第 41 条において第 39 条及び第 40 条の例外を規定する。

された加入契約者の通信に関する技術的データを含む情報又は文書の収集を許可することができる。

L. 第 821-2 条の規定にかかわらず、電気通信サービスへの加入契約番号若しくは接続番号の識別又は指定された人物の加入契約番号若しくは接続番号全体の調査に関する技術的データについての理由を付した書面による〔収集の〕申請は、L. 第 811-2 条と L. 第 811-4 条に規定する情報機関の個別に任命され、資格を付与された職員によって、国家情報技術監視委員会に直接送付される。委員会は L. 第 821-3 条に規定する条件に従い意見を提出する。

首相の〔下の担当〕部局は、この条第 1 項に規定する事業者及び者からの情報又は文書の収集を担当する。国家情報技術監視委員会は、収集された情報又は文書への恒久的、完全、直接及び即時のアクセスを保持する。

この条の適用の方法は、国家情報自由委員会⁽³⁴⁾及び国家情報技術監視委員会の意見を徴した後にコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

L. 第 851-2 条

I. この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従い、テロの防止の必要性のためにのみ、脅威を与える者として事前に識別された人物に関する L. 第 851-1 条に規定する情報又は文書の同 L. 第 851-1 条に規定する事業者及び者が管理するネットワークの上での実時間での収集を個別に許可することができる。

II. L. 第 821-4 条の規定にかかわらず、許可は、2 か月の期間について交付し、同じ期間の条件で更新することができる。

III. L. 第 821-5 条は、この条の適用によって交付される許可に適用しない。

L. 第 851-3 条

I. この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従い、テロの防止の必要性のためにのみ、L. 第 851-1 条に規定する事業者及び者に対して、その管理するネットワークの上で、許可の中で指定する変数⁽³⁵⁾を用いて、テロの脅威を表す可能性がある接続を検知するための自動処理の実施を命ずることができる。

この自動処理は、L. 第 851-1 条に規定する情報又は文書のみを利用するものとし、設定された変数に反応するもの以外のデータを収集せず、当該情報又は文書が関係する人物を識別しない。

比例原則の遵守の上で、首相の許可はこの処理の実施の技術的領域を特定する。

II. 国家情報技術監視委員会は、自動処理及び適用される検知変数に関する許可の要求に関して意見を表明する。委員会は、これらの処理及び収集された情報又は記録への恒久的、完全及び直接のアクセスを保持する。委員会は、処理及び変数への全ての変更について通知を受け、勧告を表明することができる。

この条 I に規定する自動処理の実施の最初の許可は、2 か月の期間について交付される。許可は、この編第 2 章第 1 節に規定する期間の条件で、更新することができる。更新の要求は、自動処理によって検出された識別情報数の一覧及びその検出の適切性の分析を含む。

(34) 国家情報自由委員会 (CNIL: Commission nationale de l'informatique et des libertés) は、個人情報保護法(前掲注(33))の遵守を監視する独立行政機関。「情報処理及び自由に関する全国委員会」と訳される場合もある。

(35) 原文は、paramètres。テロ組織等が用いる暗号的な通信方法や語句を指す。

III. L. 第 871-6 条に規定する条件は、L. 第 851-1 条に規定する事業者及び者が行う実行中の運用に適用する。

IV. この条 I に規定する措置がテロの性質を有する脅威の存在を示す可能性のあるデータを検知した場合には、首相又は委任を受けた職員は、この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従って国家情報技術監視委員会の意見を徴した後に、関係する人物の識別及びその人物に帰属する情報の収集を許可することができる。当該情報は、関係する人物に結びつくテロの脅威が存在することを確認する確実な情報がある場合を除き、情報の収集後 60 日間のみ活用され、60 日を経過した後に廃棄される。

V. L. 第 821-5 条は、この条の適用によって交付される許可に適用しない。

L. 第 851-4 条

この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従い、L. 第 851-1 条に規定する使用された端末機器の位置の特定に関連する技術データを要請に基づき事業者にネットワークから収集させ、即時に首相の [下の担当] 部局に送信させることができる。

L. 第 851-5 条

この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従い、人、車両又は対象物の即時の位置確定を可能とする技術的手段の利用を許可することができる。

当該技術の実施が、車両又は私的空間内への [当該技術的手段の] 設置を必要とする場合には、当該方法は、L. 第 853-3 条に規定する方式に従って実施される。

L. 第 851-6 条

I. この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従い、刑法典第 226-3 条 1° に規定する装置又は技術的手段⁽³⁶⁾によって、端末機器又はその使用者の加入契約番号の識別を可能とする接続に関する技術情報及び使用された端末機器の位置の特定に関する情報を直接に収集することができる。

この法典 L. 第 821-4 条の規定にかかわらず、許可は 2 か月間について交付され、同じ期間の条件で更新することができる。

II. I に規定する装置又は技術的手段は、国家情報技術監視委員会が管理する特別登録簿の登録対象とし、個別に任命され、資格を付与された職員のみが実施することができる。

III. 首相の [下の担当] 部局は、次に掲げるように、収集した情報又は文書を集中管理する。

1° 実施の許可と関係がある場合には、L. 第 822-2 条に規定する条件に従って保存する。

2° 実施の許可に関係がないことが明らかになった場合には、最大 90 日以内に破棄する。

IV. この条 II に規定する装置又は技術的手段を同時に使用することができる最大数は、国家情報技術監視委員会の意見を徴した後に、首相が決定する。当該装置又は技術的手段の設置及びその L. 第 821-2 条第 1 項に規定する大臣間の配分を定める決定は、委

(36) 刑法典第 226-3 条 1° では、同法典第 226-15 条第 2 項に規定する罪に当たる行為を行うことを可能にする装置若しくは技術的手段、又は距離を置いて会話を検出する目的で考案され、同法典第 226-1 条に規定する罪を犯すことを可能にする装置若しくは技術的手段を製造、輸入、所持、陳列、提供、貸与又は販売する行為に対する刑罰を規定する。同法典第 226-15 条第 2 項に規定する罪とは、電気通信により送受信される第三者の通信を傍受・横領・悪用・暴露する行為又はこうした傍受を可能とする機器を設置する行為を指す。また、同法典第 226-1 条に規定する罪とは、私的に若しくは秘密のものとしてなされた発言又は私的な場所に置かれた個人の画像を、本人の同意なく傍受、入手、記録又は伝達し、故意に他人の私生活を侵害する行為を指す。

員会に通知する。

L. 第 851-7 条

この節は、刑法典第 226-15 条⁽³⁷⁾を遵守して実施する。

第 2 節 治安傍受⁽³⁸⁾

L. 第 852-1 条

- I. この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従い、電気通信手段により発信され、L. 第 811-3 条に規定する目的に関連する情報を明らかにする可能性がある通信の傍受を許可することができる。許可に関する人物〔許可を求める通信の傍受の対象となった人物〕の周辺人物が許可の理由となった目的に資する情報をもたらす可能性があると思えるに足る確実な理由がある場合には、当該人物についても、同様に通信の傍受を許可することができる。
- II. この法典 L. 第 811-3 条 1°、4° 及び 5°a に規定する目的のみについて、48 時間、端末機器で発信又は受信された通信を傍受するため刑法典第 226-3 条 1° に規定する装置又は技術的手段の利用を許可することができ、この許可は更新することができる。当該装置又は技術的手段で傍受された通信は、この法典 L. 第 822-2 条 II° に規定する期間内に、交付された許可と関係ないことが明らかになった場合には直ちに破棄される。
- III. この許可は、通信傍受の実施及びその活用に必要な L. 第 851-1 条に規定する情報又は文書の収集の許可に相当する。
- IV. 首相の〔下の担当〕部局は、I に規定する傍受の実施を集中管理する。首相は、国家情報技術監視委員会の意見を徴した後、II の適用により傍受された通信を集中管理する方式を定める。
- V. 傍受された通信の転写及び抽出の実施は、首相の〔下の担当〕部局内で行われ、国家情報技術監視委員会が恒久的、完全、直接かつ即時にアクセスできるものとする。
- VI. 同時に行うことのできる通信傍受の許可の最大数は、国家情報技術監視委員会の意見を徴した後、首相が決定する。当該通信傍受の許可の最大数及びその L. 第 821-2 条第 1 項に規定する大臣間の許可の配分の決定並びに交付された通信傍受の許可の数は、委員会に通知する。

第 3 節 特定の場所及び車両への録音装置の設置並びに画像及び情報データの取得

L. 第 853-1 条

- I. この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従い、他の許可された合法的な方法で情報を収集することができない場合には、私人として若しくは秘密情報として発せられた言葉又は私的空間における画像を取得、固定、送信及び記録するための技術的手段の使用を許可する。
- II. L. 第 821-4 条の規定にかかわらず、許可は最長 2 か月間について交付され、同じ期

(37) 刑法典第 226-15 条では、第 1 項において、第三者に宛てられた通信を悪意により開封・消去・遅延・搾取・横領する行為又は不正に内容を知る行為に対する刑罰を規定する。第 2 項における規定は、前掲注(36)を参照。

(38) 原文では、interceptions de sécurité。刑事訴訟手続の一環としての捜査において行われる司法傍受に対して「行政傍受」と訳される場合が多いが、本稿では原文に即し「治安」の訳を用いる。

間の条件で更新することができる。

- III. この条に規定する技術的手段は、L. 第 811-2 条及び L. 第 811-4 条に規定する機関であって、その一覧をコンセイユ・デタの議を経るデクレにより定めるもののいずれかに属している職員でなければ使用することができない。
- IV. この条 I に規定する技術の使用を許可された機関は、その実施について、国家情報技術監視委員会に報告する。委員会は、いつでも、当該実施を中断し、収集された情報を廃棄するよう勧告することができる。
- V. 当該技術の実施が、車両又は私的空間内への [当該技術的手段の] 設置を必要とする場合には、当該手段は L. 第 853-3 条に規定する方式に従って実施される。

L. 第 853-2 条

- I. この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従い、他の許可された合法的な方法では情報を収集することができない場合には、次に掲げる事項を行うことのできる技術的手段の使用を許可する。
 - 1° 情報システムに保存されている情報データへアクセスし、それを記録し、保存し、送信すること。
 - 2° データ自動処理システムの利用者の画面上に表示され、使用者が文字入力し、又は視聴覚周辺機器により送受信されるなどした情報データへアクセスし、それを記録し、保存し、送信すること。
- II. L. 第 821-4 条の規定にかかわらず、技術の使用許可は、この条 II° に規定する技術については最長 30 日、同条 I2° に規定する技術については最長 2 か月間について交付される。当該許可は同じ期間の条件で更新することができる。
- III. この条 I に規定する技術的手段は、L. 第 811-2 条及び L. 第 811-4 条に規定する機関であって、その一覧をコンセイユ・デタの議を経るデクレにより定めるものに属する職員でなければ使用することができない。
- IV. I に規定する技術の使用を許可された機関は、その実施について、国家情報技術監視委員会に報告する。委員会は、いつでも、当該実施を中断し、収集された情報を廃棄するよう勧告することができる。
- V. 当該技術の実施が、車両又は私的空間内への [当該技術的手段の] 設置を必要とする場合には、当該手段は L. 第 853-3 条に規定する方式に従って実施される。

L. 第 853-3 条

- I. この編第 2 章第 1 節に規定する条件に従い、他の許可された合法的な方法で情報を収集することができない場合には、L. 第 851-5 条、L. 第 853-1 条及び L. 第 853-2 条に規定する技術的手段の設置、使用又は撤去のみを目的として、車両又は私的空間への立入りを許可する。当該立入りが住居又は L. 第 853-2 条 II° に規定する技術の使用場所に関するものである場合は、当該許可は、国家情報技術監視員会小委員会又は総会で裁定した明示の意見を徴した後でなければ、与えることはできない。

車両又は私的空間における設置は、L. 第 811-2 条及び L. 第 811-4 条に規定する機関であって、その一覧をコンセイユ・デタの議を経るデクレにより定めるものに属し、個別に任命され資格を付与された職員でなければ行うことができない。
- II. L. 第 821-2 条の末尾より 2 番目の項 [第 3 項] を適用する場合には、同項の規定する申請には、判明している限りにおいて、当該の場所、その用途、所有者又は全ての権利者を特定できる全ての情報、及び企図されている措置の詳細な性質を記載する。

III. L. 第 821-4 条の規定にかかわらず、この条 I に規定する特に正当化された許可は、最長 30 日の期間について交付され、最初の許可と同じ期間の条件で更新することができる。当該許可は、技術的手段の設置、使用、維持又は撤去の目的にのみ適用される。

この条 I に規定する私的居住空間への立入りが国家情報技術監視委員会の反対意見にかかわらず許可された場合には、委員長又は委員長が不在の場合にはこの法典 L. 第 831-1 条 2° 及び 3° に規定する委員が、直ちにコンセイユ・デタへ提訴する。行政裁判法典 L. 第 773-2 条に規定する特別委員会、同条に規定する小委員会の長又は長が委任する委員は、当該提訴から起算して 24 時間以内に決定を下す。首相による当該許可の決定は、この法典 L. 第 811-3 条 4° に規定する目的で交付され、かつ首相が緊急の実施を命じた場合を除き、コンセイユ・デタが決定を下す前に、実施することができない。

IV. 車両及び私的空間への立入りが認められた機関は、その実施について、国家情報技術監視委員会に報告する。委員会は、いつでも、情報技術の実施を中断し、収集された情報を廃棄するよう勧告を行うことができる。

第 4 節 国際電気通信の監視手段⁽³⁹⁾

L. 第 854-1 条

国外において発信又は受信された通信の監視は、この節に規定する条件により、L. 第 811-3 条に規定する国の基本的利益の防衛及び促進のみを目的として許可する。

当該監視は、交信内容又は接続データ⁽⁴⁰⁾を問わず、この節の規定によらなければならない。

この目的により実施される手段は、国内に帰属する加入契約番号又は技術的識別情報を使用する者が、国外から通信しており、当該者が国外へ出国した日をもって L. 第 852-1 条の適用により交付される安全保障上の傍受の許可の対象となった場合、又は L. 第 811-3 条に規定する国の基本的利益に関わる脅威を示していると特定される場合を除き、国内に帰属する加入契約番号又は技術的識別情報を使用する者による通信の個別の監視を保証することを目的とすることはできない。

この条第 3 項に特に規定する場合を除き、傍受された電気通信が国内に帰属する加入契約番号又は技術的識別情報を使用した人物又は機器の間で行われたことが明らかになった場合は、当該通信が国内に帰属しない機器を経由した場合も含め、その通信記録は直ちに廃棄される。

L. 第 854-2 条

I. 首相は、理由を付した決定により、L. 第 854-1 条に規定する条件に従って、国外において発信又は受信された通信の傍受を許可する電気通信網を指定する。

II. L. 第 821-2 条第 1 項に規定する大臣又は委任を受けた者による理由を付した要求に基づき、首相又は L. 第 821-4 条に規定する委任を受けた者の 1 人は、傍受した通信デー

(39) 2015年情報活動法で国際通信の監視手段について規定していた条文は、2015年7月23日の憲法院決定第2015-713号により違憲とされ削除された。その後、同年11月30日の「国際電気通信の監視手段に関する法律第2015-1556号 (Loi n° 2015-1556 du 30 novembre 2015 relative aux mesures de surveillance des communications électroniques internationales. (<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/11/30/DEFX1521757L/jo/texte>)) により国内安全法典に第8編第5章第4節「国際電気通信の監視手段」が創設され、L.第854-1条からL.第854-9条までが加えられた。

(40) 接続データ (données de connexion) とは、電気通信サービスへの加入契約番号あるいは接続番号、使用端末機器の位置を識別するデータ、送受信先、訪れたサイトのIPアドレス、通信日時等の技術的データ (メタデータ) を指す。

タの個人を特定しない利用を許可することができる。

当該許可は以下の事項を記載する。

- 1° L. 第 811-3 条に規定する追求される目的のうち該当するもの
- 2° 措置の理由
- 3° 当該利用を実施する L. 第 811-2 条に規定する機関
- 4° 目的を明記した、実施される可能性がある自動処理の種別

当該許可は、最長 1 年間交付され、この II に規定する条件と同様の条件で更新することができる。

III. L. 第 821-2 条第 1 項に規定する大臣又は委任を受けた者による理由を付した要求に基づき、首相又は L. 第 821-4 条に規定する委任を受けた者の 1 人は、同様に、傍受した通信又は接続データのみの利用を許可することができる。

当該許可は以下の事項を記載する。

- 1° L. 第 811-3 条に規定する追求される目的のうち該当するもの
- 2° 措置の理由
- 3° 地理的範囲又は関係する組織、集団若しくは人物
- 4° 当該利用を実施する L. 第 811-2 条に規定する機関

当該許可は、最長 4 か月の期間について交付され、この条 III に規定する条件と同様の条件で更新することができる。

L. 第 854-3 条

フランスにおいて L. 第 821-7 条に規定する公職又は職業に従事する者については、その公職又は職業の活動に関わる通信を個別の監視の対象としてはならない。

L. 第 854-4 条

この節の適用による通信の傍受及びその利用は、国家情報技術監視委員会の意見を徴した後に実施する、首相による追跡調査の対象となる。首相は、収集された情報の集中管理の方式を定める。

L. 第 854-5 条

L. 第 854-8 条に特に規定する場合を除き、この節の適用により収集された情報は、次の期間の終了後破棄する。

- 1° 収集から 4 年を限度として、通信内容については最初の利用から 12 か月
- 2° 接続データについては、収集から 6 年

暗号化された情報については、期間は復号時点から起算する。ただし収集から 8 年を超えて保存することはできない。

技術的な解析のため厳密に必要な範囲で、及び関連する人物の監視のためには一切使用しない条件で、この節の規定により収集された、サイバー攻撃の要素を含む情報又は暗号化された情報及びこれに添付された復号された情報は、この条に規定する期間を超えて保存することができる。

前 5 項の規定にかかわらず、コンセイユ・デタに対する申立てに関連する情報は、消去されない。この条の規定する期間を超過した場合には、これらの情報は、コンセイユ・デタにおける手続での必要性のみのために保存される。

L. 第 854-6 条

L. 第 854-8 条に特に規定する場合を除き、この節の適用により収集された情報は、その理由を認める許可により指定された L. 第 811-2 条に規定する機関によって利用される。

情報は、L. 第 811-3 条に規定するもの以外の目的のためには、収集し、転写し、又は抽出することはできない。

転写された情報又は抽出された情報は、これらの保存が、同 L. 第 811-3 条の規定する目的の遂行に不可欠でなくなった場合は、直ちに消去しなければならない。

収集された情報の消去処理、転写及び抽出は、個別に任命され、資格を付与された職員により実施され、記録の対象となる。

L. 第 854-7 条

L. 第 871-6 条及び L. 第 871-7 条に規定する条件は、L. 第 854-2 条 I に規定する措置の実施のために電気通信の事業者によって実施される運用に適用する。

L. 第 854-8 条

傍受された通信が国内に帰属する加入契約番号又は技術的識別情報に向けられていた場合には、国家情報技術監視委員会の管理の下、L. 第 852-1 条 IV 及び V に規定する条件に従い利用され、L. 第 822-2 条から L. 第 822-4 条までに規定する条件に従い保存及び消去される。通信の保存期間は、最初の利用時点から起算するが、収集から 6 か月を超えることはできない。これらの通信に添付された接続データは、L. 第 822-2 条から L. 第 822-4 条までに規定する条件に従い、保存及び消去される。

L. 第 854-9 条

国家情報技術監視委員会は、L. 第 854-2 条に規定する全ての決定及び許可の通知を受ける。委員会は、L. 第 854-4 条に規定する追跡調査、収集された情報、転写された情報及び抽出された情報並びに L. 第 854-6 条に規定する記録に、恒久的、完全かつ直接のアクセスを行うことができる。委員会は、必要な場合には、決定及び許可の内容を実行するため必要な技術的手段〔の使用〕を監視することができる。L. 第 854-1 条第 3 項に規定する者の監視が既に特別な許可の対象でなくなった場合には、その者の識別情報は直ちに当該委員会に通知される。

委員会は、その任務の遂行に必要な全ての情報の提供を首相に要請することができる。

L. 第 833-3 条は、この条の適用により委員会が実施する監視に適用する。

委員会は、自ら、又は自身に関する調査に関して情報技術が不法に実施されていない旨の確認を求める者からの申立てにより、この節の適用により実施する措置が、この節が定める条件、この節の適用のための文書が定める条件並びに首相又はその委任を受けた者の決定及び許可が定める条件を遵守していることを確認する。委員会は、申立てを行った者に対し、監視技術の実施の有無に言及することなく、必要な確認を行った旨を通知する。

委員会は、この節への違反を認めた場合、首相に対し、違反を解消するとともに、必要に応じ収集された情報を消去するよう求める勧告を行う。首相が当該勧告に対応しない場合又は対応が不十分と判断される場合には、コンセイユ・デタは、委員会の長又は委員会の少なくとも 3 名の委員の訴えにより、行政裁判法典第 7 編第 7 章第 3 節の 2⁽⁴¹⁾ に規定する条件に従い裁定を行うことができる。

委員会は、いつでも、この節の適用により実施する監視に有益と判断する勧告及び所見を首相に提出することができる。

(41) 前掲注(32)を参照。

第6章 情報専門機関の職員

第1節 国防上の秘密及び職員の匿名性の保護

L. 第861-1条

L. 第811-2条に規定する機関及びL. 第811-4条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレにより指定する機関の組織、管理及び運営並びに当該機関の職員の地位に関する個人の〔署名による〕行政〔決定〕行為は、職員の匿名性を保証するという条件の下で行う。

この条第1項の適用により〔行政決定〕行為が公表されない場合、当該行為の効力は、公開又は配布されない首相が管理する特別法規集に記載されることで発生する。権限を有する公的機関及び正当な利害関係を有する公務員並びにこの条最終項に規定する条件を満たす行政裁判所又は司法裁判所のみが、当該法規集に記載された〔行政決定〕行為を閲覧することができる。

公衆と行政機関の関係に関する法典L. 第111-2条⁽⁴²⁾にかかわらず、この条第1項に規定する機関の管理当局が行った決定及びその他の行為は、署名以外に、署名委任により付与され、かつ姓、名及び職名の代わりとなる職員個人識別番号のみにより行うことができる。番号を付与する署名委任の機関ごとの数は、権限を有する大臣のアレテ⁽⁴³⁾で定める。

行政裁判所又は司法裁判所に提起された訴訟手続において、この条の適用により非公開とされ、又は番号を付された署名の対象とされた行為に関する問題が当該係争の解決に不可欠な場合には、当該行為は、当該裁判所の要求により、対審法廷で開示することなく、当該裁判所又は当該裁判所の委任を受けた司法官に通知される。当該行為が国防上の秘密として保護されている場合には、裁判所は、国防法典L. 第2312-4条⁽⁴⁴⁾の適用により、当該行為の機密解除及び通知を申請することができる。

L. 第861-2条

L. 第811-2条に規定する情報専門機関の職員は、国の防衛及び安全に関わる任務の遂行のために、当該任務を管理又は統括する職員の権限の下で、借用した又は虚偽の身分を使用することができる。

この場合において、第1項に規定する職員及び借用した若しくは虚偽の身分の使用を任務とし又は許可する目的のためだけに徴用された者のこれらの使用行為については、刑事責任を問わない。民法典第50条から第52条まで⁽⁴⁵⁾は、これらの者には適用しない。

この法典L. 第811-4条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレで指定する機関のうち、その職員が同様に借用した又は虚偽の身分を使用することができるものについては、首相のアレテで定めるものとする。

(42) 公衆と行政機関との関係に関する法典 (Code des relations entre le public et l'administration) L. 第111-2条では、(行政機関において要求や手続を行う) 全ての者は、それを扱う行政機関の者の氏名・資格等を知る権利があり、それらの情報は通知文書に記載されることを規定する。

(43) アレテ (arrêté) は省令に相当する。

(44) 国防法典L. 第2312-4条では、裁判所、及び上院・下院の国内治安、国防又は財政を所管する常設委員会の委員長は、国防秘密を所管する行政機関に対し、国防秘密とされている情報の開示と通知を要求できることを規定する。

(45) 民法典 (Code civil) 第50条から第52条では、身分証明を取り扱う公務員の責任や、不正を行った場合の刑罰及び損害賠償について規定する。

L. 第 861-3 条

I. L. 第 811-2 条に規定する機関又は L. 第 811-4 条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレにより指定する機関の職員であって、その職務の遂行の中でこの編の規定に対する明白な違反を構成する可能性のある事実を知った全ての者は、その事実を国家情報技術監視委員会にのみ通知することができ、当該委員会は L. 第 833-8 条に規定する条件に従ってコンセイユ・デタに付託し、首相に通知することができる。

委員会は、確認された違法性が犯罪を構成する可能性があるとは判断する場合には、国防上の秘密を尊重しつつ共和国検事⁽⁴⁶⁾に付託し、共和国検事に送付するため、情報の全部又は一部の機密指定を解除する可能性についての意見を、国防秘密諮問委員会⁽⁴⁷⁾が首相に提供できるようにその知り得た情報を当該委員会に送付する。

II. いかなる職員も I に規定する事実を善意で国家情報技術監視委員会に知らせたことによつて処罰され又は直接若しくは間接の差別的な取扱い、特に報酬、採用、任官、勤務評定、懲戒、待遇、訓練、再配置、配属、資格付与、職階、職業的昇進、異動、契約の中断又は更新 [に関し差別的な取扱い] の対象とされない。この項に反する全ての行為は無効である。

この II 第 1 項の適用に関する訴訟の場合には、被告が当該職員の申し立て又は証言と無関係な客観的な要素によつてその決定が正当化されることを証明する責任を負う。

悪意若しくは害意をもって又は少なくとも部分的に事実が不正確であることを知りながら I に規定する事実を陳述又は証言した全ての職員は、刑法典 226-10 条第 1 項⁽⁴⁸⁾に規定する刑罰を受ける。

第 2 節 職員の法的保護

L. 第 862-1 条

合法的な機関によつて命じられた任務の遂行上厳密に必要な目的のために L. 第 811-2 条に規定する機関の職員によつて国外で行われた行為が判明し、犯罪を構成する可能性があるとはみなされる場合には、当該地域を担当する共和国検事は訴追開始前にその意見を聴取するために当該職員の機関を管轄する大臣に通知する。緊急の場合を除き、この意見は 1 か月以内に伝えられる。意見は、いかなる方法によつても聴取され、訴訟記録に記載されなければならない。

意見は、前項に規定する期間内に表明されなかった場合又は緊急の場合を除き、無効にならないために、訴訟記録に記録するものとする。

L. 第 862-2 条

情報専門機関の職員は、その行為について刑法典第 1 編第 2 章に規定する条件に従い刑法上の責任を負う。

(46) 共和国検事 (procureur de la République) は、民事事件を管轄する普通法上の第一審裁判機関で各県に1又は複数置かれる大審裁判所 (tribunal de grand instance) の検事局長。「大審裁判所検事正」と訳される場合もある。

(47) 国防秘密諮問委員会 (Commission consultative du secret de la défense nationale) は、裁判官及び国会議員によつて構成される独立行政機関で、国防秘密の指定解除・公開についての助言を行う。また、裁判の過程で裁判所からの要請に応じ、行政府が国防秘密を過度に援用していないかを判断する。

(48) 刑法典226-10条第1項では、虚偽の告発に対する刑罰を規定する。

第3節 情報機関の情報

L. 第 863-1 条

この編第1章に規定する任務の遂行において、L. 第 811-2 条に規定する機関又は L. 第 811-4 条に規定するコンセイユ・データの議を経るデクレによって指定する機関の個別に任命され、資格を付与された職員は、刑法上の責任を負わずに以下の行為を行うことができる。

- 1° 電氣的交換手段により、L. 第 861-2 条に規定する条件に従って、L. 第 811-3 条に規定する国の基本的利益を侵害する可能性のある人物と接触すること。
- 2° この条 1° に規定する人物に関するデータを電氣的交換手段により抽出し、取得し又は保存すること。
- 3° テロ行為の遂行を直接教唆し又は擁護する内容を抽出し、厳密な要求に応じて転送し、取得し又は保存すること。

これらの行為は、犯罪教唆を構成してはならず、教唆を構成する場合には、1年の拘禁刑及び3万ユーロの罰金に処する。

L. 第 863-2 条

L. 第 811-2 条に規定する情報専門機関及び L. 第 811-4 条に規定するコンセイユ・データの議を経るデクレにより指定する機関は、この編第1章に規定するそれらの任務の遂行に役立つ全ての情報を交換することができる。

利用者と行政機関の間及び行政機関相互の電子的交換に関する 2005 年 12 月 8 日のオルドナンス第 2005-1516 号⁽⁴⁹⁾ 第 1 条に規定する行政機関⁽⁵⁰⁾ は、この条第 1 項に規定する機関に対し、自ら又は要求に応じて、当該機関の任務の遂行に役立つ情報を転送することができる。

この条の適用の方法及び条件は、コンセイユ・データの議を経るデクレにより定める。

第7章 通信事業者及びサービス業従事者の義務

L. 第 871-1 条

機密性を確保するための暗号作成に携わる自然人又は法人は、L. 第 821-4 条に規定する条件に基づき許可を受けた職員の要求により、当該職員にその携わった役務によって変換されたデータの解読を可能とする手順書を 72 時間以内に提供しなければならない。当該職員は、前記役務提供者がその要求を満たすことができないことを証明しない限り、72 時間以内に当該役務提供者が自ら当該手順を実施するよう当該役務提供者に対し要求することができる。

当該義務を実施する際の手続及び当該義務の実施における金銭的負担を国が負う際の条件は、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める。

(49) Ordonnance n° 2005-1516 du 8 décembre 2005 relative aux échanges électroniques entre les usagers et les autorités administratives et entre les autorités administratives. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/ordonnance/2005/12/8/ECOX0500286R/jo/texte>>

(50) 国の行政機関、地方公共団体、行政的公施設法人 (EPA: établissement public à caractère administratif)、社会保障組織、公共行政サービスの管理を委託された機関等を指す。

L. 第 871-2 条

刑事訴訟法典の適用により傍受を命じる権限を有する裁判所及び首相又は L. 第 811-5 条に規定する措置の実施については防衛大臣若しくは内務大臣は、この法律により許可される傍受の実現及び活用のためにそれぞれが必要とする情報又は文書を、電気通信網の運営者又は電気通信サービス提供者である自然人又は法人に対し、要求することができる。

前項に規定する情報又は文書の提供は、刑法典第 226-21 条に規定する [個人情報の] 目的外使用に当たらない。

この条第 1 項に規定する自然人又は法人は、可能な限り速やかに要求に応じなければならない。

L. 第 871-3 条

電気通信を担当する大臣は、郵便・電気通信法典第 2 編により付与された権限の範囲内で、公共電気通信網の公共の運営者及びその他の運営者並びに認可を受けたその他の電気通信サービス提供者が、国防上の秘密を守った上で、電気通信手段により発信された通信のこの編及び電気通信手段により発信された通信の司法機関の命令による傍受に関する刑事訴訟法典第 1 編第 3 章第 1 節第 3 款の規定を適用するために必要な措置を採ることを許可された公共の運営者並びにその他の公共電気通信網の運営者及びその他の電気通信サービス提供者を監視するものとする。

L. 第 871-4 条

郵便・電気通信法典 L. 第 34-1 条に規定する電気通信事業者及びデジタル経済における信用のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 6 条 II 及び 2 に規定する者は、委員長の委任を受けて監視を行う国家情報技術監視委員会の構成員及び職員に対し、この編第 5 章の適用により許可された情報収集技術が実施される当該事業者等の事業所への立ち入りを認めなければならない。

当該事業者等は、同様の条件において、委員会が請求する当該事業に係る全ての情報を通知するものとする。

L. 第 871-5 条

郵便・電気通信法典 L. 第 32 条 12°⁽⁵¹⁾ に規定する基本要件及び同法典 L. 第 32-3 条に規定する通信の秘密は、刑事訴訟法典第 100 条⁽⁵²⁾ の適用により傍受を命令することができる裁判所にも、この編により与えられる特権の行使における電気通信を担当する大臣にも、対抗することができない。

L. 第 871-6 条

電気通信担当大臣又は通信網の運営者若しくは電気通信サービス提供者の許可又は監督の下に設置される機関又は組織の事務所及び設備における L. 第 851-1 条から L. 第 851-4 条まで及び L. 第 852-1 条に規定する情報収集技術の実施に必要な実際の作業は、首相の命令又は首相に特別に委任を受けた者の命令に基づき、それぞれの設備における機関、組織、運営者又はサービス提供者の資格を有する職員によってのみ行うことができる。

(51) 郵便・電気通信法典 (Code des postes et des communications électroniques) L.第32条12°では、電気通信事業の基本要件を規定する。具体的には、人の健康・安全・財産の保護、電波使用の効率化・最適化、個人情報の保護等が示されている。

(52) 刑事訴訟法典 (Code de procédure pénale) 第100条では、予審裁判官による司法傍受の許可について規定する。

L. 第 871-7 条

L. 第 851-1 条に規定する事業者等によって提示された、L. 第 851-1 条、L. 第 851-2 条から L. 第 851-4 条及び L. 第 852-1 条に規定する情報収集技術の実施に対応するために要したと確認できる個別の [費用であって]、L. 第 851-1 条に規定する事業者及び者によって提示される識別可能な特定の追加費用は、国の金銭的国家補償の対象となる。

第 8 章 刑罰規定

L. 第 881-1 条

この法律に定める場合において情報収集技術の実施に協力する者が、当該技術の実施の事実を暴露した場合には、刑法典第 226-13 条、第 226-14 条及び第 226-31 条に規定する刑罰に処する⁽⁵³⁾。

L. 第 881-2 条

L. 第 871-1 条第 1 項及び L. 第 871-4 条に規定する条件において、権限を有する機関の要求に従わない場合には、2 年の拘禁刑及び 150,000 ユーロの罰金に処する。

電気通信網を運営する者又は電気通信サービスを提供する者が、この編第 5 章及び L. 第 871-2 条第 1 項に違反して、情報若しくは文書の通知を拒み、又は誤った情報を通知する場合にも、同様の刑に処する。

第 9 章 海外領土に関する規定 (省略)

(とよだ とおる)

(本稿は、筆者が海外立法情報調査室在籍時に執筆したものである。)

(53) 刑法典第226-13条及び第226-14条では、職務上の秘密を扱う者が秘密を漏えいした場合の刑罰とその例外を規定する。また、第226-31条では補充刑を規定する。

情報活動に関する 2015 年 7 月 24 日の法律第 2015-912 号 (抄)

Loi n° 2015-912 du 24 juillet 2015 relative au renseignement

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 文教科学技術調査室主任 豊田 透訳
調査及び立法考査局フランス法研究会訳*

第 1 条 [本条による改正は「国内安全法典」(以下「法典」という。)に反映]

国内安全法典の末尾に「情報活動」と題する第 8 編を加え、L. 第 801-1 条として次の規定を置く。

(省略)

第 2 条 [本条による改正は法典に反映]

この法律第 1 条による [国内安全] 法典第 8 編の末尾に、第 1 章から第 4 章として次のように加える。

(省略)

第 3 条

[フランス第五共和国] 憲法第 13 条第 5 項の適用に関する 2010 年 7 月 23 日の法律第 2010-838 号⁽¹⁾の別表第 23 項の後に次の一項を加える。

「	国家情報技術監視委員会委員長	公共の自由に関する常任委員会	」
---	----------------	----------------	---

第 4 条

刑法典を次のように改正する⁽²⁾。

1° 第 323-1 条を次のように改める。

- a) 第 1 項の「30,000 ユーロ⁽³⁾」を「60,000 ユーロ」とする。
- b) 第 2 項の「45,000 ユーロ」を「100,000 ユーロ」とする。
- c) 末尾の項の「75,000 ユーロ」を「150,000 ユーロ」とする。

2° 第 323-2 条を次のように改める。

- a) 第 1 項の「75,000 ユーロ」を「150,000 ユーロ」とする。
- b) 第 2 項の「100,000 ユーロ」を「300,000 ユーロ」とする。

3° 第 323-3 条を次のように改める。

- a) 第 1 項の「75,000 ユーロ」を「150,000 ユーロ」とする。

* この翻訳は、調査及び立法考査局フランス法研究会の2015年9月から2017年1月までの活動の成果であり、Loi n° 2015-912 du 24 juillet 2015 relative au renseignement. (https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000030931899) を抄訳したものである。この法律のうち、国内安全法典第8章の改正に相当する部分(条名をイタリックで表記)はこの翻訳においては省略し、当該改正を反映した同章の抄訳を別途掲載した。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当会の構成メンバー(当時)は、岡村美保子、北岡健司、古賀豪、近藤倫子、高澤美有紀、坪井伸樹、寺倉憲一、豊田透、服部有希、濱野恵、山口真紀子、和田絢子である。本稿におけるインターネット情報は、2017年2月28日現在のものである。また、[]内は訳者補記である。

(1) フランス第五共和国憲法第13条第5項では「第3項に定めるもの[コンセイユ・デタ評定官、大使及び特使、会計検査院主任検査官、大学区長並びに中央行政省庁の長等]以外の官職又は職務で、権利及び自由の保障又は国民の経済生活及び社会生活の重要性により、それらに関する共和国大統領の任命権が各議院の所管の常任委員会から公的な意見を得た後に行使されるものは、組織法律により定める。」とされており、これに該当する官職又は職務及び所管の常任委員会が法律第2010-838号の別表に示されている。

(2) ここに挙げられた刑法典(Code pénal)の条項では、コンピュータ・システムへの不正なアクセス、作動の妨害、データ改ざん等についての刑罰を規定する。

(3) 1ユーロは約122円(平成29年2月分報告省令レート)。

b) 第2項の「100,000ユーロ」を「300,000ユーロ」とする。

4° 第323-4-1条の「150,000ユーロ」を「300,000ユーロ」とする。

第5条 [本条による改正は法典に反映]

- I. この法律第2条による改正後の国内安全法典第8編の末尾に、「許可の対象となる情報収集技術」と題する第5章を加える。
- II. 同第5章に「接続データへの行政機関によるアクセス」と題する第1節を加え、この条のIIIによる改正後のL.第851-1条からL.第851-7条を置く。
- III. 同法典を次のように改正する。
(省略)

第6条 [本条による改正は法典に反映]

この法律第5条に基づき、国内安全法典の第8編第5章の末尾に、第3節及び第4節として次の規定を置く。
(省略)

第7条

刑法典第226-3条1°及び2°の「刑事訴訟法典第706-102-1条に」を「刑事訴訟法典第706-102-1条及び国内安全法典L.第853-2条に」に改める。

第8条 [本条による改正は法典に反映]

- I. この法律第5条及び第6条による改正後の国内安全法典第8編第5章の末尾に、「情報専門機関の職員」と題する第6章を加える。
- II. 同第6章に、「国防上の秘密及び職員の匿名性の保護」と題する第1節を加え、この法律のこの条のIII及びIV並びに第23条IIIによる改正後のL.第861-1条からL.第861-3条までを置く。
- III. 同第1節の冒頭にL.第861-1条として次のように加える。
(省略)
- IV. 同第1節の末尾にL.第861-3条として次のように加える。
(省略)
- V. 同第6章の末尾に次の第2節及び第3節を加える。
(省略)

第9条

刑事訴訟法典第4編第10章第1節第1款の末尾に第694-4-1条として次を加える。

「第694-4-1条 外国の司法機関から発せられる〔国際司法〕共助⁽⁴⁾の要求が、国内安全法典L.第811-3条に規定する国の基本的利益の防衛及び促進のために同法典L.第811-2条に規定する情報専門機関によって遂行される任務に関係する可能性のある国外で行われた行為に関係する場合には、当該要求を担当する又はこの法典第694-1条⁽⁵⁾の適用によって通知を受けた共和国検事⁽⁶⁾は、その要求を検事総長に提出し、検事総長は司法大臣に付託し、必要な場合には、その提出について予審判事に通知する。
「[付託を受けた] 司法大臣は、その旨を関係する情報専門機関の所轄の大臣に通知しその意見を聴く。」

(4) [国際司法] 共助 (entraide judiciaire) とは、民事・刑事の国内法の実施についての外国との相互協力をいう。

(5) 刑事訴訟法典第694-1条では、外国の司法機関から発せられる共助の要求は、緊急の場合、共和国検事 (後掲注(6) 参照) に通知されることを規定する。

(6) 共和国検事 (procureur de la République) は、民事事件を管轄する普通法上の第一審裁判機関で各県に1又は複数置かれる大審裁判所 (tribunal de grande instance) の検事局長。「大審裁判所検事正」と訳される場合もある。

「当該大臣は、1 か月以内に共助の要求の実行が国の基本的利益を侵害するものか否かを司法大臣に通知する。

「司法大臣は、必要な場合には、申請機関に対しその要求の全部又は一部に応えることができないことを通知する。この決定は、最初に付託された司法機関に通知され、共助の要求の実行又は証拠品の返却を中止させる。」

第 10 条

行政裁判法典を次のように改正する。

1° L. 第 311-4 条⁽⁷⁾の次に L. 第 311-4-1 条として次のように加える。

「L. 第 311-4-1 条 コンセユ・デタ⁽⁸⁾は、第一審かつ終審として、国の安全に係る特定の措置又はその一部について、国内安全法典第 8 編第 5 章に規定する情報技術の実施及び情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号⁽⁹⁾第 41 条の実施に関する申立てを審理する権限を有する。

「コンセユ・デタは、第一審かつ終審として、急速審理裁判官⁽¹⁰⁾として受理することができる。」

2° 第 7 編第 7 章第 3 節の次に第 3 節の 2 として次のように加える。

「第 3 節の 2

「許可を要する情報技術の実施及び国の安全に係るファイルに関する訴訟

「L. 第 773-1 条 コンセユ・デタは、この節 (2015 年 7 月 23 日の憲法院判決第 2015-713 号により違憲とされた語句)⁽¹¹⁾に特に規定する場合を除き、この法典の総則に従って、国内安全法典 L. 第 841-1 条及び L. 第 841-2 条に基づいて提出された申立てを審理する。

「L. 第 773-2 条 この節に関連する事件は、訴訟総会又は訴訟部⁽¹²⁾に訴訟事件登録されそれらの小委員会で審理する場合を除き、特別委員会に付託される。これらの委員会の構成は、コンセユ・デタの議を経るデクレ⁽¹³⁾で定める。

「事件の判決の前に、当該事件により提起された法律問題の審査を行う訴訟総会又は訴訟部の訴訟事件登録を求めることができる。訴訟総会又は訴訟部は、普通法裁判所として審理する。

「第 1 項に規定する委員会の構成員及びその報告官⁽¹⁴⁾は、国防上の秘密に関する資格

(7) 行政裁判法典 (Code de justice administrative) 第 3 編第 1 章第 1 節では、コンセユ・デタ (後掲注(8)参照) が有する審理の権限を規定する。

(8) コンセユ・デタ (Conseil d'Etat) は、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる機関でもある。「國務院」と訳されることもある。

(9) 情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号 (Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés) は、一般的に「個人情報保護法」と呼ばれる。第 26 条において、個人情報の [システムによる] 自動処理は、①国家の安全、国防又は公共の治安に関わる場合、②犯罪の防止、捜査、認定若しくは訴追を目的とする場合又は刑罰若しくは保安措置を目的とする場合に許可されると規定している。また、第 39 条においてこの個人情報の [システムによる] 自動処理に関し本人がデータ処理責任者へ質問する権利、第 40 条において訂正等を要求する権利、第 41 条において第 39 条及び第 40 条の例外を規定する。

(10) 急速審理裁判官 (juge des référés) は、緊急の場合に仮の決定を下す権限を有する裁判官。控訴院 (cour d'appel) の長及び大審裁判所の長のみがこの権限を有する。

(11) この箇所では「及び国内安全法典 L. 第 854-1 条」と規定されていたが、2015 年 7 月 23 日の憲法院決定第 2015-713 号 (Décision n° 2015-713 DC du 23 juillet 2015) により L. 第 854-1 条が削除されたため、この条の引用部分も削除された。

(12) 訴訟総会 [訴訟大法廷とも訳される] (assemblée du contentieux) 及び訴訟部 (section du contentieux) はいずれもコンセユ・デタにおける裁判体。

(13) デクレ (décret) は、政令に相当する。

(14) 報告 [裁判] 官 (rapporteur public) は、裁判の判決に必要な論点及び見解を独立した立場で提示する。判決には参加しない。

を付与される。これらの者を補佐する職員は、当該職務の遂行に必要な情報及び文書を閲覧する目的で、国防上の秘密に関する資格が付与されなければならない。当該委員会の委員及び報告官は、これらの者を補佐する職員と同様に、職務の遂行において知り得た活動及び情報活動に関し、刑法典第413-10条⁽¹⁵⁾及び第226-13条⁽¹⁶⁾により保護される秘密を守らなければならない。

「[行政訴訟の]申立ての事前手続の範囲内で、裁判体の構成員及び報告官は、刑法典第413-9条⁽¹⁷⁾により保護される証拠を含む職務の執行に有用な証拠であって、国家情報技術監視委員会⁽¹⁸⁾又は国内安全法典L.第811-2条に規定する機関及び同法典L.第811-4条に規定するコンセイユ・データの議を経るデクレで指定する機関が保有するもの全体を知ることを許可される。

「L.第773-3条 この法典L.第5条に規定する対審の要請は、国防上の秘密に関する要請に従う⁽¹⁹⁾。

「国家情報技術監視委員会は、国内安全法典L.第841-1条に基づいて提出される全ての申立てについて通知を受ける。当該委員会は、必要な場合には、文書又は口頭による所見の提出を要請される。訴訟当事者が作成した証拠全体は、当該委員会に提出するものとする。

「事前手続を担当する裁判体は、国防上の秘密に係る訴訟の場合には、訴訟当事者を個別に尋問する。

「L.第773-4条 裁判体の長は、国防上の秘密に係る訴訟の場合には、傍聴の禁止を命じる。

「L.第773-5条 裁判体は、職権により、全ての攻撃防御手段⁽²⁰⁾を収集することができる。

「L.第773-6条 裁判体が、情報収集技術の実施において違法性がないと確認した場合には、その決定は、情報収集技術の実施の有無に言及することなく、いかなる違法行為も行われなかったことを、申立人又は付託裁判所に示す。裁判体は、情報の保管に関して違法性がない場合には、同様の方法を採用。

「L.第773-7条 裁判体が、情報収集技術が違法に実施されている若しくは実施された、又は情報が違法に保管されたと認める場合には、裁判体は、許可を無効とし、違法に収集された情報の破棄を命じることができる。

「国防上の秘密として保護されるいかなる情報にも言及することなく、裁判体は、関係者又は付託裁判所に、違法行為が行われたことを通知する。情報技術の実施に関する申立ての時又はその後、損害賠償を求める申立書が提出された場合には、裁判体は、[申立人が]被った損害の賠償を国に命じることができる。

(15) 刑法典第413-10条では、特別義務者（任務に基づいて国防秘密を扱うもの）による国防秘密の破壊・複製等の行為、公衆や資格のない者に国防秘密を漏えいする行為等の刑罰を規定する。

(16) 刑法典第226-13条では、職務上の秘密を扱う者が秘密を漏えいした場合の刑罰を規定する。

(17) 刑法典第413-9条では、国防秘密の定義を規定する。国防秘密とは、国防に関係する手順、物品、文書、情報、情報通信網、情報処理化されたデータ又はファイルである。

(18) 国家情報技術監視委員会（Commission nationale de contrôle des techniques de renseignement）は、この法律第2条により新設された独立行政機関で、情報収集技術が国の領土内においてこの法律の規定に従って実施されるよう監視することを任務とする。国家治安傍受監視委員会（Commission nationale de contrôle des interceptions de sécurité）を前身とする。

(19) 行政裁判法典L.第5条では、事件の審理が対審としてなされることを規定する一方、国防秘密を保護する目的のため対審形式でない審理が認められることも規定している。

(20) 当事者がその請求又は防御を正当化する理由・論拠。

「裁判体が確認した違法行為が犯罪を構成する疑いがあると判断した場合には、裁判体は、共和国検事に通知の上、共和国検事に送付すべき情報の全部又は一部の公開の可能性について国防秘密諮問委員会⁽²¹⁾がその意見を首相に通知するために、裁判体が判断を行うに当たって参照した一件記録情報の全てを当該委員会に送付する。」

「L. 第 773-8 条 当該裁判体は、情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号第 41 条の実施に関する申立てを取り扱う場合には、必要に応じ、その処理の中に含まれる情報を、その内容及び当該処理の申請者に関係するか否かも明かすことなく、その根拠として用いるものとする。ただし、係争の対象となっている処理又はその一部が、不正確な、不十分な、曖昧な若しくは失効した当該係争に関する個人情報データを含むこと、又は当該個人情報データの収集、利用、通信若しくは保存が禁止されていることを確認した場合には、当該裁判体は、国防上の秘密として保護されているいかなる情報も援用することなく、申請者に対し、その旨を通知する。当該裁判体は、場合に応じ、当該データの訂正、改訂又は消去を命じることができる。この趣旨の結論となった場合には、当該裁判体は、申立者に〔費用、損害を〕賠償することができる。」

第 11 条 [本条による改正は法典に反映]

国内安全法典を次のように改正する。

- 1° L. 第 241-3 条及び L. 第 241-4 条をそれぞれ L. 第 811-5 条及び L. 第 871-5 条とする。
- 2° この条 1° による改正後の L. 第 811-5 条及び L. 第 871-5 条の「この章」を「この編」とする。
- 3° L. 第 242-9 条を L. 第 871-6 条とし、次のように改める。
 - a) 「傍受」を「L. 第 851-1 条から L. 第 851-4 条まで及び L. 第 852-1 条に規定する情報収集技術」とする。
 - b) 「電気通信を担当する大臣の命令」を「首相の命令」とする。

第 12 条 [本条による改正は法典に反映]

同法典 [国内安全法典] を次のように改正する。

- 1° 第 2 編第 4 章第 4 節を第 8 編第 7 章とし、この法律による改正後の第 8 編第 7 章には、この条 2° から 6° までによる改正後の L. 第 871-1 条から L. 第 871-4 条まで、第 11 条による改正後の L. 第 871-5 条及び L. 第 871-6 条並びにこの法律第 5 条 III 5° による改正後の L. 第 871-7 条を含める。
- 2° L. 第 244-1 条、L. 第 244-2 条及び L. 第 244-3 条を、それぞれ L. 第 871-1 条、L. 第 871-2 条及び L. 第 871-3 条とする。
- 3° この条 2° による改正後の L. 第 871-1 条を次のように改める。
 - a) 第 1 項第 1 文を次のように改める。
 - 「提出する」の次に「72 時間以内に」を加える。
 - 「L. 第 242-1 条」を「L. 第 821-4 条」とする。
 - b) 第 1 項第 2 文の「実施」の次に「72 時間以内に」を加える。
- 4° この条 2° による改正後の L. 第 871-2 条を次のように改める。
 - a) 第 1 項を次のように改める。

(21) 国防秘密諮問委員会 (Commission consultative du secret de la défense nationale) は、裁判官及び国会議員によって構成される独立行政機関で、国防秘密の指定解除・公開についての助言を行う。また、裁判の過程で裁判所からの要請に応じ、行政府が国防秘密を過度に援用していないかを判断する。

- 「L. 第 241-3 条」を「L. 第 811-5 条」とする。
- 「収集する」を「要求する」とする。

b) 次の一項を加える。

「この条第 1 項に規定する自然人又は法人は、可能な限り速やかに要求に応じなければならない。」

5° この条 2° による改正後の L. 第 871-3 条の「この章の規定」を「国防上の秘密を守った上で、この編の規定」とする。

6° この条 2° による改正後の L. 第 871-3 条の次に、L. 第 871-4 条として次を加える。
(省略)

第 13 条 [本条による改正は法典に反映]

同法典 [国内安全法典] を次のように改正する。

1° 第 2 編第 4 章第 5 節を第 8 編第 8 章とし、この法律による改正後の第 8 編第 8 章には、この条 2° から 4° までによる改正後の L. 第 881-1 条及び L. 第 881-2 条を含む。

2° L. 第 245-1 条及び L. 第 245-2 条をそれぞれ L. 第 881-1 条及び L. 第 881-2 条とする。

3° この条 2° による改正後の L. 第 881-1 条の「保安のための傍受の決定 [の実施に協力する者が]、傍受の存在を暴露」を「情報収集技術 [の実施に協力する者が]、当該技術の実施の存在を暴露」とする。

4° この条 2° による改正後の L. 第 881-2 条を次のように改める。

a) 「L. 第 244-1 条 [第 1 項]」を「L. 第 871-1 条 [第 1 項] 及び L. 第 871-4 条」とする。

b) 「30,000 ユーロ」を「150,000 ユーロ」とする。

c) 次の一項を加える。

「電子通信網を運営する者又は電子通信サービスを提供する者が、この編第 5 章及び L. 第 871-2 条第 1 項に違反して、情報若しくは文書の通知を拒み、又は誤った情報を通知する場合にも、同様の刑に処する。」

第 14 条 (省略)

第 15 条 (省略)

第 16 条

I. 通貨金融法典を次のように改正する。

1° L. 第 561-26 条を次のように改める。

a) III 第 1 項中「[L. 第 561-2 条に] 規定する者」の次に「この条 II の 2 及び」を加える。

b) II の次に II の 2 として次を加える。

「II の 2 L. 第 561-23 条に規定する機関は、道路、鉄道、海上若しくは航空の全ての運送事業者又は全ての旅行若しくは宿泊業者に対して、対価を支払った又はサービスを享受した者の身元情報並びに当該者の出発及び到着の日付、時間及び場所並びに、必要な場合には、その荷物及び輸送された商品に関して当該事業者が保有する情報を要求することができる。」

2° L. 第 561-29 条の II の第 2 項中「事実」の次の同項末尾を次のように改める。

「国内安全法典 L. 第 811-3 条に規定する目的に関する」

II. 交通法典第 1 部第 6 編第 3 章第 1 節の末尾に、L. 第 1631-4 条として次を加える。

「L. 第 1631-4 条 公共旅客道路運送事業者は、運送距離が 250 キロメートル以上にわたる場合には、乗客の身元情報を収集し、その情報を 1 年間保存しなければならない。」

第 17 条

通貨金融法典 L. 第 574-1 条中「II」を「III」に改める。

第 18 条

刑法典第 3 編第 2 章第 3 節⁽²²⁾に第 323-8 条として次のように加える。

「第 323-8 条 この節は、国内安全法典 L. 第 811-2 条に規定する情報専門機関のうち、同法典 L. 第 811-3 条に規定する国の基本的利益の海外における保護を確保するために首相のアレテ⁽²³⁾で指定する国の機関に属する資格を有する職員が実施する措置には適用することができない。」

第 19 条

I. 刑事訴訟法典を次のように改正する。

1° 第 74-2 条 3° の次に、4° 及び 5° として次のように加える⁽²⁴⁾。

「4° テロ関連犯罪者全国司法データベース⁽²⁵⁾に登録された者であって、第 706-25-7 条に規定する義務⁽²⁶⁾を怠った者

「5° 性犯罪者・暴力犯罪者全国司法データベース⁽²⁷⁾に登録された者であって、第 706-53-5 条に規定する義務⁽²⁸⁾を怠った者」

2° 第 230-19 条⁽²⁹⁾を次のように改める。

a) 2° 中「3°」の次に、「7°」を加える。

b) 15° 及び 16° として次のように加える。

「15° テロ関連犯罪者全国司法データベースに登録された者であって、第 706-25-7 条に規定する義務の期間中の者

「16° 性犯罪者・暴力犯罪者全国司法データベースに登録された者であって、第 706-53-8 条に該当する者⁽³⁰⁾」

3° 第 706-16 条⁽³¹⁾第 3 項の次に、次の一項を加える。

「これらの規定⁽³²⁾は、この法典第 706-25-7 条に規定する犯罪の訴追、予審及び判決に適用することができる。」

4° 第 4 編第 15 章に第 3 款として次を加える。

「第 3 款

「テロ関連犯罪者全国司法データベースについて

「第 706-25-3 条 テロ関連犯罪者全国司法データベースは、司法大臣の所轄の下に置かれ、司法官の統制下にある全国犯罪記録簿保管所⁽³³⁾が維持する記名情報自動処理アプリケーションである。第 706-25-4 条に規定する犯罪の再発を防止し、及び、当

(22) 刑法典第 3 編第 2 章第 3 節では、コンピュータ・システムへの不正なアクセス、作動妨害、データ改ざんについての刑罰を規定する。

(23) アレテ (arrêté) は省令に相当する。

(24) 刑事訴訟法典 (Code de procédure pénale) 第 74-2 条では、司法警察官が捜査することができる逃亡者を列挙する。

(25) 原文は、fichier judiciaire national automatisé des auteurs d'infractions terroristes。

(26) この条 14° の規定を参照。

(27) 原文は、fichier judiciaire national automatisé des auteurs d'infractions sexuelles ou violentes。

(28) 住所の定期的な証明、転居の通知について規定する。

(29) 刑事訴訟法典第 230-19 条では、追跡者データベース (fichier des personnes recherchées) に登録される者の要件を列挙する。

(30) 住所の申告を所定の期限内に行わない者、届け出た住所に在住していないことが判明した者等を指す。

(31) 第 706-16 条以下の刑法典第 4 編第 15 章は、テロ行為の訴追、予審及び判決に関する規定。

(32) 前掲注(31)の刑法典第 4 編第 15 章の規定。

(33) 原文は、service du casier judiciaire national。全国犯罪記録簿 (casier judiciaire national) は司法大臣の下で管理される犯罪記録のデータベース。

該犯罪者の特定を支援するために、当該情報処理においては、この款に規定する方法により、第 706-25-4 条に規定する情報を受け取り、保存し、及び資格を有する者に通知する。

「第 706-25-4 条 次に掲げる決定の対象となった者の身元並びに住所又はこれまでの一連の住所及び必要に応じて居所の所在地に関する情報は、当該情報が刑法典第 421-2-5 条に規定する犯罪を除く刑法典第 421-1 条から第 421-6 条までに規定する一又は二以上の犯罪⁽³⁴⁾及び国内安全法典 L. 第 224-1 条に規定する犯罪に関する場合には、当該データベースに登録される。

「1° 未確定の場合も含み、欠席判決を含む有罪判決又は刑の免除⁽³⁵⁾若しくは宣告猶予⁽³⁶⁾を伴う有責性の宣告

「2° 未確定の場合も含み、非行少年に関する 1945 年 2 月 2 日のオルドナンス⁽³⁷⁾ 第 45-174 条⁽³⁸⁾ 第 8 条、第 15 条、第 15-1 条、第 16 条、第 16 の 2 条の適用により申し渡した決定

「3° 精神障害を理由とする刑事上の免責の決定

「4° 外国の裁判機関又は司法機関が申し渡す 1° から 3° までに規定するものと同様の決定であって、国際協定又は国際協約の適用により、フランス当局への意見の対象となった、又は有罪判決を受けた者の移送の後にフランスにおいて実施されたもの

「5° 予審裁判官が決定の当該データベースへの登録を命じた場合の予審開始決定

「当該データベースは、当該登録を認めた裁判機関の決定に関する情報及び当該犯罪の性質も含むものとする。1° 及び 2° に規定する決定は、その申し渡しの後直ちに登録される。

「1° 及び 2° に規定する決定は、裁判機関の決定又は 3° 及び 4° に規定する場合には共和国検事の決定に基づきデータベースに登録される。

「13 歳未満の未成年に関する決定は、データベースに登録されない。13 歳から 18 歳までの未成年に関する決定は、裁判機関又は 3° 及び 4° に規定する場合には共和国検事の正式な決定により登録が命じられない限りは、当該データベースに登録されない。

「第 706-25-5 条 権限を有する共和国検事は、暗号化された電気通信の手段により当該データベースに入力しなければならない情報の登録を遅滞なく実行させるものとする。ただし、当該情報は、当該データベースの管理機関が全国個人識別台帳⁽³⁹⁾と照合して登録対象者の身元を確認することができる場合には、その後でなければ、当該データベースの閲覧の際にアクセスすることができない。

「第 706-25-7 条に規定する場合に応じて、司法警察官、外務省の機関又は当該管理機関は、当該データベースに身元が登録されている者の新しい住所を確認した場合、この者の住所の証明を受け取った場合又は外国への移動を知らされた場合には、暗

(34) 刑法典第 421-1 条から第 421-6 条までは、いずれもテロ行為を定義する条項。

(35) 刑の免除 (dispense de peine) とは、被告人の有責性を認めた裁判所が、被告人の社会復帰が得られ、損害が賠償され、犯罪に起因する社会的混乱が終息したと思われる場合にとられる処置。

(36) 刑の宣告猶予 (ajournement de la peine) とは、犯罪者の社会復帰が得られつつあり、損害が賠償される見込みがあり、かつ、犯罪から生じた混乱が終息すると思われる場合にとられる処置。

(37) オルドナンス (ordonnance) は、政府への授權による行政立法。

(38) Ordonnance n° 45-174 du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante. (<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000517521&fastPos=1&fastReqId=522360253&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>)

(39) 原文は、répertoire national d'identification。

号化された電気通信の手段により当該情報を当該データベースに遅滞なく登録するものとする。

「第 706-25-6 条 第 706-25-11 条及び第 706-25-12 条の適用にかかわらず、特定の者に関する第 706-25-4 条に規定する情報は、その者が死亡したとき又は第 706-25-4 条に規定する決定の申し渡しから次に掲げる期間が経過したときに、当該データベースから削除する。

「1° 成人に関する場合には 20 年

「2° 未成年に関する場合には 10 年

「国内安全法典 L 第 224-1 条に規定する犯罪に関する場合には、特定の者に関するこの法典第 706-25-4 条に規定する情報は、その者が死亡したとき又は当該決定の申し渡しから次に掲げる期間が経過したときに、当該データベースから削除する。

「a) 成人に関する場合には 5 年

「b) 未成年に関する場合には 3 年

「その者が当該登録の理由となった有罪判決において勾留 [状] 又は勾留の継続の対象となった場合には、当該期間は、釈放まで開始されない。

「大赦若しくは復権又は犯罪記録簿に記載された有罪判決の消去に関する規則により、当該情報が消去されることはない。

「当該情報は、それのみでは、再犯の事実の確認の証拠として用いることができない。

「第 706-25-4 条 1°、2° 及び 5° に規定する記載事項は、免訴、軽罪若しくは違警罪⁽⁴⁰⁾に関する無罪判決又は重罪に関する無罪判決の確定の場合には、当該データベースから削除するものとする。

「同 5° に規定する記載事項は、予審判事の決定によっても削除することができる。

「第 706-25-7 条 身元が当該データベースに登録された者は、保安措置として、この条に規定する義務に従う。

「この者は、次に掲げる義務を負う。

「1° 自らの住所について、第 706-25-8 条第 2 項に規定する措置及び義務の通知を受け取った後、及びその後 3 か月ごとに証明すること。

「2° 住所の変更について、当該変更の後遅くとも 15 日以内に届け出ること。

「3° 外国への移動について、当該移動の遅くとも 15 日前までに届け出ること。

「4° その者が外国に居住している場合、フランスへの移動について、当該移動の遅くとも 15 日前までに届け出ること。

「その者がフランスに居住している場合、その居住地を所管する警察署又は憲兵隊署に自ら出頭しなければならない。

「フランス国籍を有する者が外国に居住している場合は、その居住地に最も近いフランス領事館又はフランス大使館領事部に自ら出頭しなければならない。

「外国籍の者が外国に居住している場合は、証明書類を受取通知付書留郵便により当該管理機関に送付しなければならない。

「この条に規定する証明及び出頭の義務は、その者が国の領土内において拘置される期間は適用を停止する。

「テロ関連犯罪者全国司法データベースに登録された全ての者は、その義務の期間

(40) フランスの刑法上の犯罪は、重い方から重罪 (crime)、軽罪 (délit) 及び違警罪 (contravention) に分類される。

中、追跡者データベースに登録される。

「その者は、第 706-25-4 条に規定する決定の申し渡しから起算し、次に掲げる期間、この条に規定する証明及び出頭の義務に従う。

「a) 成人に関する場合には 10 年

「b) 未成年に関する場合には 5 年

「国内安全法典 L. 第 224-1 条に規定する犯罪により有罪を宣告された者は、この法典第 706-25-4 条に規定する決定の申し渡しから次に掲げる期間中、この条に規定する証明及び出頭の義務に従う。

「- 成人に関する場合には 5 年

「- 未成年に関する場合には 3 年

「その者が当該登録の理由となった有罪判決において勾留状又は勾留の継続の対象となった場合には、当該期間は、釈放まで開始されない。

「この条に規定する義務に従うべき者が当該義務を遵守しない場合には、2 年の拘禁刑及び 30,000 ユーロの罰金に処する。

「この条 3° に規定する届出を行わずに外国へ移動しようとした場合も、同様の刑に処する。

「外国に居住する者がこの条に規定する義務を遵守しない場合も、同様の刑に処する。

「第 706-25-8 条 当該データベースに身元を登録された全ての者は、その事実を、司法機関から、直接の申し渡しにより、直近に届け出られた住所に宛てた受取証明付書留郵便により、又はこれらの方法により通知できない場合には共和国検事の事前の許可を得た司法警察官による公権力申立により通知される。

「その者は、第 706-25-7 条の適用による措置及びその者が従うべき義務並びに当該義務を遵守しない場合に科される刑罰についても通知される。

「その者が、当該登録の理由となった判決により勾留され、この条第 1 項に規定する通知をまだ受け取っていない場合には、同条に規定する通知は、その者の最終的な釈放時に、又は当該刑罰の最初の変更措置に先立って行われる。

「第 706-25-9 条 次に掲げる者は、暗号化された電気通信の手段により、当該データベースに含まれる情報を直接に閲覧することができる。

「1° 司法機関

「2° 刑法典第 421-1 条から第 421-6 条まで又は国内安全法典 L. 第 224-1 条に規定する犯罪の一に関する手続の範囲内における、並びにこの法典第 706-25-7 条、第 706-25-8 条及び第 706-25-10 条に規定する手続の実施を目的とする司法警察官。司法警察官はまた、共和国検事若しくは予審裁判官の指示に基づき、又は当該司法官のうちの 1 名の許可により、現行犯の尋問若しくは予審証人尋問の範囲内において又は共助の依頼の実施を目的として当該データベースを閲覧することができる。

「3° 採用、配属、許可、承認又は授権の行政決定を目的とする、県における国の代表者及び第 706-25-14 条に規定するデクレによりそのリストを定める国の行政機関

「4° 第 706-25-8 条に規定する通知の対象者であることの確認並びに収監及び釈放の日付並びに釈放された者が申請した居住地の住所の記録を目的とする、施設長に資格を付与された刑務所書記官、並びに刑務行政管轄機関である刑務情報局の個別に任命され資格を付与された職員

「5° テロの防止のみを目的とする、国内安全法典 L. 第 811-2 条に規定する機関及び

同法典 L. 第 811-4 条に規定する CONSEIL・データの議を経るデクレによって指定する機関の任命され資格を付与された職員

「6° この法典第 706-25-7 条の手段の実施を目的とする、資格を付与された外務省の職員

「この条 1°、2° 及び 4° から 6° に規定する機関及び者は、第 706-25-14 条に規定するデクレによって定める一又は二以上の基準により、及び特に特定の者の身元、その者の一連の住所又は犯罪の性質により、当該データベースを検索することができる。「この条 3° に規定する者は、当該行政決定の対象者の身元のみによって当該データベースを閲覧することができる。

「地方公共団体及び地方公共団体連合体の長は、県における国の代表者を経て、同 3° に規定する行政決定を目的として、当該データベースに含まれる情報を受け取ることができる。

「第 706-25-7 条に規定する期間の終了後、当該データベースに含まれる情報は、データベースの管理機関、司法機関、この条 2° に規定する司法警察官及び 5° に規定する機関の個別に任命され資格を付与された職員のみが閲覧することができる。

「第 706-25-10 条 第 706-25-14 条に規定するデクレで定める方法に従い、データベースの管理機関は、新規登録、登録住所の変更、外国への移動若しくはフランスへの移動の場合又はこの者が必要な期間内に住所の証明を届け出なかった場合には、内務省に直接通知し、内務省は当該通知を所管機関に遅滞なく伝達する。当該管理機関は、第 706-25-6 条及び第 706-25-12 条の適用により実施した消去について、捜索者データベースの管理機関に直接通知する。

「共和国検事は、職権により、前項に規定する通知を同様に実施することができる。

「その [第 1 項該当する] 者が届け出た住所に既に存在しないことが明らかとなった場合には、司法警察官は、当該事実を共和国検事に通知し、共和国検事は、これを遅滞なく捜索者データベースに登録する。

「警察又は憲兵隊の部局は、この者の住所の確認又は照会のために、行政機関に対するあらゆる必要な確認及び請求を行うことができる。

「第 706-25-11 条 全ての者は、その身元を証明した上で、その居住地を管轄区域とする大審裁判所の共和国検事に対する請求により、当該データベースに登録された自身に関する情報を全て閲覧することができる。

「この場合には、第 777-2 条第 3 項から第 5 項までの規定⁽⁴¹⁾を適用することができる。

「第 706-25-12 条 当該データベースに身元が登録されている者は全て、自身に関する情報が正確でない場合又はその保存が、犯罪の性質、この者の犯行時の年齢、犯行からの経過時間及びこの者の現在の人格を考慮し、当該データベースの目的に鑑みてもはや必要がないとみなされる場合には、当該情報の訂正又はその消去を命じるよう共和国検事に請求することができる。

「当該登録が第 706-25-4 条 5° に基づき行われた場合には、予審裁判官に対して同様の請求を行うことができる。

「消去の請求は、同 5° に基づく登録の場合を除き、登録内容が係属中の訴訟に関する場合には、受理されない。

(41) 第 777-2 条第 3 項から第 5 項までは、請求者が外国に居住している場合の規定。

「その〔第1項該当する〕者は、共和国検事又は予審裁判官が訂正又は消去を命じない場合には、これを自由・勾留裁判官⁽⁴²⁾に申し立てることができ、当該自由・勾留裁判官の決定について、予審部長に異議を申し立てることができる。

「訂正又は消去の請求について裁定する前に、共和国検事、自由・勾留裁判官、予審裁判官及び予審部長は、必要とみなすあらゆる確認を実施させることができる。

「第706-25-13条 情報処理、ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律〔個人情報保護法〕第78-17号第30条⁽⁴³⁾に規定する比較又は相互接続は、この款に規定するデータベースといずれかの者又は司法省に属さない国の機関が有する、この款に規定する手続の実施の際の検索者データベースを除くその他の記名情報のデータベース又は一覧との間においては、実施することができない。

「いずれかの者又は司法省に属さない国の機関が有する記名情報のデータベース又は一覧はいずれも、法律で定める条件に従って行う場合を除き、当該データベースに登録されている情報を記載することができない。

「この条第1項及び第2項に規定する犯罪は全て、刑法典第226-21条に規定する軽罪⁽⁴⁴⁾に科す刑で罰する。

「第706-25-14条 この款の適用の方法は、国家情報自由委員会の意見を徴した後にコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。当該デクレは、当該データベースが当該データベースにおける検索及び閲覧の履歴を保存する条件を定める。

II.A. テロ関連犯罪者全国司法データベースに関する刑事訴訟法典第706-25-3条から第706-25-14条の規定は、この法律の施行日より前に行われた犯罪であって、当該施行日後に同法典第706-25-4条に規定する決定の対象となったものの犯人に適用することができる。

当該規定は、同様に、共和国検事の決定により、この法律の施行日に自由拘束刑に服している者に適用することができる。

B. 刑事訴訟法典第706-25-4条に規定するテロの性質を有する行為により有罪となった者に関するこの法律の施行日における全国犯罪記録の記載内容は、同法典第706-25-6条に規定する期間が経過していない場合には、共和国検事の決定により、当該データベースに登録することができる。

これらの者の住所を特定するために必要な捜査は、共和国検事の請求により、警察又は憲兵隊の部局が実施する。

このBの適用により当該データベースに登録された者は全て、その登録の通知から10日以内に、自身に関する情報の消去を自由・勾留裁判官に申し立てることができる。当該請求が拒否された場合又はデクレで定める期限までに回答がない場合には、この者は、予審部長に申し立てることができる。

このB第2項に規定する捜査は、これらの者の身元を社会保障法典L.第115-2条⁽⁴⁵⁾、

(42) 自由・勾留裁判官 (*juge des libertés et des détention*) は、勾留を命じることができる単独裁判官。

(43) 個人情報保護法第30条では、個人情報を扱うデータ処理について、国家情報自由委員会に対して届出・実施許可の申請・意見の聴取を行うことが規定されている具体的な処理を示す。

(44) 刑法典第226-21条では、個人情報を扱うデータ処理において、目的外の処理を不正に行った場合の刑罰を規定する。

(45) 社会保障法典 (*Code de la sécurité sociale*) L.第115-2条では、地方公共団体や公共サービスを任務とする機関が、社会保険管理機関に対し、管轄する住民に関する情報を要求することができることを規定する。

租税一般法典第 1649 A 条⁽⁴⁶⁾並びに刑事訴訟法典第 230-6 条⁽⁴⁷⁾及び第 230-19 条⁽⁴⁸⁾に規定するデータベースに登録された情報と比較する自動情報処理により行うことができる。当該処理は、この法律の施行から 36 か月間に限り許可される。

この B 第 2 項及び第 4 項の適用により住所が捜査される者の身元情報の漏えいは、刑法典第 226-22 条に規定する刑で罰する。

第 20 条

国内安全法典第 2 編第 3 章第 4 節⁽⁴⁹⁾の末尾に L. 第 234-4 条として次のように加える。
 「L. 第 234-4 条 厳格な職権の制限内で、及びこの法典 L. 第 811-3 条 1°、4° 及び 5° に規定する利益の保護のために必要な場合にのみ、L. 第 811-2 条に規定する機関及び L. 第 811-4 条の規定によりコンセユ・デタの議を経るデクレにより指定された機関の個別に任命され資格を付与された職員は、被害者として登録された者に関する情報を除き、係属中の司法手続に関する情報を含む刑事訴訟法典第 230-6 条に規定する個人情報のデータ自動処理システムにアクセスすることができる。
 「この条に規定するデータ自動処理システムへのアクセスに関する部局並びに方法及び目的は、コンセユ・デタの議を経るデクレで定める。」

第 21 条

I. 議会の両議院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号第 6 条の 9⁽⁵⁰⁾を次のように改正する。

1° I を次のように改める。

- a) 3° 中「情報活動 [専門機関]」以下を「国内安全法典 L. 第 811-2 条に規定する [情報活動専門機関] 及び同法典 L. 第 811-4 条に規定するコンセユ・デタの議を経るデクレにより情報活動に関し国内安全法典第 8 編第 5 章に規定する特定の技術を用いることを許可された機関」とする。
- b) 4° の末尾に「及び同法典 L. 第 811-4 条に規定するコンセユ・デタの議を経るデクレにより情報活動に関し、同法典第 5 章に規定する特定の技術を用いることを許可された機関」を加える。
- c) 4° の次に次の二項を加える。

「5° 同法典 L. 第 833-10 条の適用により国家情報技術監視委員会が首相に提出する所見及び同法典 L. 第 833-9 条に規定する委員会の活動状況に関する報告書に記載される統計情報の技術別及び目的別の説明

「議員代表団⁽⁵¹⁾は、同法典 L. 第 833-11 条の適用により国家情報技術監視委員会に意見を求めることができる。」

2° III を次のように改める。

(46) 租税一般法典 (Code général des impôts) 第 1649 A 条では、口座の開設を税務機関に届けなければならない者について規定する。

(47) 刑事訴訟法典第 230-6 条では、犯罪の確認、証拠収集及びその他の捜査に役立てるために、国家警察及び国家憲兵隊の部局が、個人情報データ自動処理システムを使用できることを規定する。

(48) 前掲注(29)を参照。

(49) 国内安全法典 (Code de la sécurité intérieure) 第 2 編第 3 章第 4 節では、行政調査における個人情報データ自動処理システムの閲覧について規定する。

(50) Ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires. 第 6 条の 9 では、上院・下院合同の情報に関する議員代表団を設置し、情報に関する政府の活動を管理することを規定する。

(51) 議会代表団 (délégation parlementaire) は、特定の政策分野において議会が行政監視や政策評価を行うために設置される組織。憲法により常任委員会の設置数が制限されているフランス議会において、実質的には常任委員会の役割を果たしている。

- a) 第1項第1文を次のように改める。
 - 「及び」を「、」とする。
 - 「情報活動専門」を削る。
 - 「その議事日程に関連して選任する協力者並びにそれぞれの機関の職員の長及び大臣会議に置かれた職員を同行させ、」を加える。
- b) 同第1項第2文を削る。
- c) 同第1項最終文の「情報活動専門」を削る。
- d) 第1項の次に次の二項を加える。

「議員代表団は、情報活動に関する2015年7月24日の法律第2015-912号の規定の適用について、6か月ごとに首相から聴取することができる。

「議員代表団は、国内安全法典第8編第5章に規定する情報技術の実施を許可するため同法典L.第821-4条の適用において特別に首相の委任を受けた者からも聴取することができる。」

- e) 第2項を次のように改める。

「議員代表団は、国家情報技術監視委員会の活動報告書並びに同委員会が国内安全法典L.第833-10条の適用により首相に提出する所見及び同法典L.第833-11条の適用により議員代表団が同委員会に求める意見を提出するよう同委員会の長に勧告することができる。議員代表団は、国防秘密諮問委員会の長に、同委員会の活動報告書の提出を勧告することができる。」

II. 国内安全法典を次のように改める。

1° L.第222-1条II第1項中「議会の両議院の運営に関する1958年11月17日のオルドナンス第58-1100号第6条の9I」を「この法典L.第811-2条」とする。

2° L.第234-2条2°の末尾の「議会の両議院の運営に関する1958年11月17日のオルドナンス第58-1100号第6条の9I」を「L.第811-2条」とする。

III. 刑事訴訟法典第656-1条第1項中「議会の両議院の運営に関する1958年11月17日のオルドナンス第58-1100号第6条の9に規定する情報活動専門機関の」を「国内安全法典L.第811-2条に規定する機関又は同法典L.第811-4条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレにより指定された機関の」とする。

IV. 国家治安傍受監視委員会⁽⁵²⁾の資産及び文書は、国家情報技術監視委員会に帰属する。

国内安全法典第2編第4章の適用により首相が行った又は同法典L.第246-2条に規定する資格を有する者が行った正式な許可及び決定は、この法律の施行後も、当該許可及び決定により認められた期間の終了まで適用することができる。実施の申請及び更新の申請は、国家情報技術監視委員会に提出され、当該委員会設置以前の通知及び決定を考慮して当該委員会により審査される。

V. 国内安全法典L.第831-1条第9項[の規定]にかかわらず、国家情報技術監視委員会の最初の会議において、3年の任期で、コンセイユ・デタの構成員2名及び破毀院⁽⁵³⁾の構成員2名が抽選で選任される。

第22条

I. 国防法典L.第4211-1条の末尾にVとして次のように加える。

(52) 前掲注(18)を参照。

(53) 破毀院 (Cour de cassation) は、民事及び刑事における最高裁判所。

「V. 国内安全法典 L. 第 811-2 条に規定する情報専門機関は、予備役の構成員に助力を求めることができる⁽⁵⁴⁾。

「この V 第 1 項の適用のために、市民予備役の志願者は、その同意の下に、実働予備役に配属される。

II. 同法典 L. 第 4241-2 条中「軍」の次に「又は国内安全法典 L. 第 811-2 条に規定する機関により」を加える。

第 23 条

I. 国内安全法典第 2 編第 4 章を削除する。

II. 同法典 L. 第 285-1 条、L. 第 286-1 条及び L. 第 287-1 条それぞれの 4° を削除する。

III. 国防法典 L. 第 2371-1 条を国内安全法典 L. 第 861-2 条とし、次のように改める。

1° 第 1 項中「情報 [専門機関の職員]」の前に「L. 第 811-2 条に規定する」を加える。

2° 末尾の項を削る。

3° 次の一項を加える。

「この法典 L. 第 811-4 条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレで指定する機関のうち、その職員が同様に借用した又は虚偽の身分を使用することができるものについては、首相のアレテで定めるものとする。」

IV. 同法典 [国防法典] 第 2 部第 3 編第 7 章を削除する。

V. 同法典 [国防法典] L. 第 2431-1 条、L. 第 2441-1 条、L. 第 2451-1 条、L. 第 2461-1 条及び L. 第 2471-1 条それぞれの中の「及び L. 第 2371-1 条」を削る。

VI. 刑法典第 413-13 条を次のように改める。

1° 第 1 項中「国防法典 L. 第 2371-1 条」を「国内安全法典 L. 第 861-2 条」に、「議会の両議院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオールドナンス第 58-1100 号第 6 条の 9 に規定する情報活動専門機関の」を「同法典 [国内安全法典] L. 第 811-2 条に規定する機関又は同法典 L. 第 811-4 条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレで指定する機関の」に改める。

2° 最終項末尾の「情報活動専門の」を「この条第 1 項に規定する」に改める。

第 24 条

この法律第 4 条、第 7 条、第 9 条、第 16 条から第 23 条まで、第 25 条及び第 26 条は、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア及びウォリス・エ・フツナ⁽⁵⁵⁾に適用することができる。

この法律第 10 条は、ウォリス・エ・フツナに適用することができる。

この法律第 20 条、第 21 条 IV 及び V、第 23 条 I から III まで、第 25 条並びに第 26 条は、フランス領南方・南極地域⁽⁵⁶⁾に適用することができる。

第 25 条

国内安全法典 L. 第 851-3 条は、2018 年 12 月 31 日までの間、適用することができる。

(54) 情報専門機関のうち、国防法典 (Code de la défense) の規定により軍情報局 (DRM: Direction du Renseignement militaire) と国防警備保安局 (DSPD: Direction du renseignement et de la sécurité de la Défense) が市民予備役の使用を認められていたが、これをその他の情報専門機関にも広げるもの。

(55) フランス領ポリネシア (Polynésie française) 及びウォリス・エ・フツナ (Wallis et Futuna) は海外自治体 (COM: Collectivités d'outre-mer) (「海外準県」とも訳される)、ニューカレドニア (Nouvelle-Calédonie) は独立の是非を問う住民投票の実施を前提に過渡的な固有の地位を有する自治体 (Collectivité sui generis) で、いずれも南太平洋に位置する。

(56) フランス領南方・南極地域 (Taaf: Terres australes et antarctiques françaises) は、南インド洋及び南極近海に位置する島々からなるフランス海外領土。

政府は、遅くとも 2018 年 6 月 30 日までに、この規定の適用についての報告を議会に提出するものとする。

第 26 条

- I. 第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 16 条から第 20 条まで及び第 22 条を除き、かつ、この条 II から IV までの規定に従い、この法律は、国家情報技術監視委員会委員長を任命するデクレの官報掲載の翌日に発効する。
- II. 国内安全法典 L. 第 851-1 条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレの発効までの間、2016 年 3 月 31 日を期限として、国内安全法典第 2 編第 4 章第 6 節の規定は、L. 第 246-3 条⁽⁵⁷⁾を除き、この法律以前の条文を同法典 L. 第 811-2 条に規定する機関に引き続き適用することができる。国家情報技術監視委員会は、この条 I に規定するデクレの官報掲載の翌日から、同規定〔国内安全法典第 2 編第 4 章第 6 節〕により国家治安傍受監視委員会に付与された権限を行使する。
- III. 同法典 L. 第 811-4 条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレの発効までの間、2016 年 3 月 31 日を期限として、国内安全法典第 2 編第 4 章は、この法律以前の条文を、国防大臣、内務大臣又は経済、予算若しくは関税担当大臣に属する機関であって L. 第 811-2 条に規定するもの以外のものに引き続き適用することができる。国家情報技術監視委員会は、この条 I に規定するデクレの官報掲載の翌日から、同第 4 章の規定により国家治安傍受監視委員会に付与された権限を行使する。
- IV. (2015 年 7 月 23 日の憲法院決定第 2015-713 号により削除)

第 27 条

この法律の規定は、その発効後最長 5 年の間に、議会による施行状況の評価の対象とする。

(とよだ とおる)

(本稿は、筆者が海外立法情報調査室在籍時に執筆したものである。)

(57) この法律第 5 条により国内安全法典 L. 第 851-4 条となった条項。L. 第 246-3 条では、通信事業者が収集する技術データの首相の〔下の所管〕部局への即時送信について、実施期間を 30 日以内とすること、国家治安傍受監視委員会が 48 時間以内に通知を受けて適法性を審査すること等が規定されていた。